

日時 令和2年11月16日（月）

場所 特許庁庁舎9階 庁議室（Web会議併用）

産業構造審議会 知的財産分科会

第2回基本問題小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2-1. ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方(前半)	2
2-2. 自由討議	8
3-1. ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方(後半).....	22
3-2. 「特許庁情報システムに関する技術検証委員会」大山委員長コメント	30
3-3. 自由討議	37
4. 閉 会	52

1. 開 会

○小松企画調査課長 定刻にはまだ少し早いですが、委員の方々皆さんおそろいになりましたので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第2回基本問題小委員会を開会いたします。

本日は、御多忙の中御出席を賜り、誠にありがとうございます。事務局を担当します企画調査課の小松と申します。よろしく願いいたします。

早速ですが、本日の議事の進行につきましては、長岡委員長をお願いしたいと思います。

それでは、長岡委員長、どうぞよろしく願いいたします。

○長岡委員長 ありがとうございます。本日は、「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方～審査制度の在り方、今後の知財政策・制度改正の方向性～」という議題で御審議いただければと思います。長時間に及びますので、小休止を挟みたいと思います。

では、最初に事務局のほうから、委員の出欠状況及び定足数等について御説明をお願いします。

○小松企画調査課長 本日は、議決権を有する8名の委員全員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、小委員会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

「座席表」、「議事次第」、「タブレットの使い方について」は、お手元に紙で配付させていただいております。委員名簿、資料1、資料2についてはお手元のタブレットで御覧ください。タブレットの使い方についてお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなどの合図をしていただければ、担当の者が対応いたしますので、よろしく願いいたします。

議事の公開については、前回同様、本小委員会では新型コロナウイルス対応、サーバー負荷軽減等のため、一般傍聴及びプレスへのリアルタイムでの公開は行っておりませんが、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開します。今回も委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2-1. ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方(前半)

○長岡委員長 では、議事に入りたいと思います。

まず、分けてということですが、本日の議題について事務局から説明をお願いいたします。

○小松企画調査課長 それでは、パワーポイントの資料2を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページの目次ですけれども、本日は4つの議題と、5番目としてまとめから構成しております。前半の90分で「1. これからの審査制度の在り方」、「2. 新型コロナウイルス感染症等を受けた今後の制度改正に向けた検討事項」について御審議いただきたいと思います。

資料をめくっていただきますと、3ページと4ページには歳入と歳出の比較、これは第1回の委員会でも使用したものになります。前回これを御覧いただいたときに、外国と比べるとどうなっているのか知りたいという御意見をいただきましたので、5ページ以降に各国の料金比較の表を載せております。

まず、5ページは特許。日本、米国、ドイツ、中国、韓国、EPOについて、20年間権利を保持した場合にどれほど費用がかかるのかという比較を載せております。下段はPCTの料金になります。

ページめくっていただきまして6ページですけれども、先ほど特許20年と申しましたけれども、実際には、日本では10年間特許を維持すると放棄するというのが平均的ですので、10年間保持した場合の費用を載せております。

7ページは、意匠と商標についての比較になります。

9ページを御覧いただきたいと思います。ここから特許について御説明いたします。9ページは特許審査のこれまでの取組と今後の在り方ということで、まず真ん中のオレンジの部分ですけれども、FA11の達成に向けて努力してきた経緯と、それが達成された後に質向上の取組の充実を図り、審査速度についてはそれを堅持しているということをお紹介しております。

めくっていただいて12ページには、FA11を達成するために4つの施策を行ったことを紹介しております。任期付審査官を含む特許審査官の増員であるとか、登録調査機関へのアウトソース、特許の出願・審査請求、構造改革の推進とIT化の推進になります。

F A 1 1 が達成された後ということで14ページを御覧いただきたいと思うのですが、世界最速・最高品質の知財システムの確立ということで、真ん中に赤く書いています世界最速、真っ先に審査し、結果を海外に発信する。最高品質、網羅的な先行技術調査（外国語文献が鍵）等々書いてあります。それから国際展開。これらを踏まえて、新興国等の審査プラクティスの骨格を日本同様にするための取組となります。

世界最速という点では15ページにあるとおりで、F A 1 1 の後の目標として、今度は権利化までの期間を、2023年度の目標として14か月以内にするということを掲げています。

16ページは、先ほど品質のところ「外国文献が鍵」と申しましたけれども、中国語、韓国語の文献等に対応するために機械翻訳に取り組んできた経緯をスライドにしております。

17ページですけれども、今度は検索外注ということで、2013年には内国特許文献検索がほぼ全てでしたけれども、2014年以降は英語、2018年以降は中国語、韓国語、ドイツ語についても文献検索をアウトソースするようになっております。全体の予算額については上の折れ線グラフに示したとおりで、過去5年、260億円を超えるぐらいで推移しておりましたけれども、2020年度には250億円まで削減しております。右側には、1件当たりの推移をグラフで示しております。

18ページと19ページは品質の話になります。18ページに、キーコンポーネントとして質の保証、質の検証、品質管理に対する外部評価ということを行ってきていること、19ページに、それを受けて質に対するユーザー評価がどう変わってきたかということを示しています。

20ページでは、日本以外のUSPTO、EPO、韓国、中国においても品質管理の取組が熱心に行われているということを御紹介しています。

21ページ以降は国際展開の話ですけれども、ここではPPHを44庁と実施しているということに加えて、一番下に書いてあるとおり、例として日本とベトナムのPPHが非常によく使われているところを御紹介したいと思います。100件の枠に対して、2016年度はそれが埋まるのに約5か月かかっていましたけれども、2018年度には2日。これを受けて枠を2倍に増やしたのですが、2020年度上半期については、100件の枠が25分で埋まるというぐらい活用されています。

22ページは、同じく国際展開として国際審査協力の話、23ページでは海外特許庁との協力ということで、日米協働調査試行プログラムを紹介しております。

24ページ以降は2030年を見据えた特許審査の課題ということで、まず25ページですが、標準必須特許の増加、オープンクローズ戦略の浸透、知財ミックスの推進という形で、多様化する知財戦略の例を御紹介しています。

26ページは、特許出願・審査に対する多様化するユーザーニーズの例ということで、第1回の小委でいろいろ委員の方々から御指摘いただいた点をまとめております。

27ページ以降は、審査負担が増えているということの御紹介になります。まず、27ページ左の上のグラフですけれども、前回、出願がリーマンショック以降減ってきているという話をしましたけれども、審査請求件数について見るとそれほど減っているわけではありません。一方でその下のグラフですけれども、PCT、1件当たりの負荷が大きい出願になりますけれども、こちらのほうは毎年毎年増加しており、合わせると審査官の負担は年々増加してきているというのが現状です。

加えて27ページ右側のグラフですけれども、中国文献を始め調査対象となる外国文献が非常に増えており、これも負担が増えているということになるかと思えます。

28ページは、1件当たりの負荷が大きくなっているということで、左側は1出願当たりの平均請求項数の推移、右側は1出願当たりの明細書ページ数の推移ということで、どちらも年を経るに連れてだんだん増加してきております。

29ページは、AIを例にとって、技術が融合化しており、調査範囲がさらに広がってきつつあるということをお紹介しています。

30ページは、前回も御覧いただいた、コロナを受けて昨年と比べて出願件数等がどう推移しているかということの続きを紹介したものになります。

このような現状の中で、31ページにあるとおり、日本の審査官はほぼ1,700人前後、ちょっと減っているくらいという形で推移しています。

32ページ、左側は前回御覧いただいたグラフになりますけれども、右側に1件当たりのコストの比較というグラフを入れています。上が、審査官が全て1人で内製化してやった場合のコスト、下が検索外注に出した場合。審査官の人数が限られている中で、増えつつある審査負担に対応するためには検索の外注をしなければならず、そのためには、審査官が1人でやるよりは少しコストがかかるということについて御理解をいただければと思います。

33ページは、品質に関する課題を認識する表を入れています。左側に評価の観点というものがあるけれども、それぞれの観点について日・米・欧・中・韓、日本のユ

ーザーに評価してもらったものになります。日本のユーザーが評価したものですので、JPOの評価が押しなべて高いというのはそのとおりなのですが、1つだけ先行技術文献調査のところについては、EPOのほうが評価は高いということで、我々、先行技術文献調査について、よりしっかりやっていかなければならないという課題を認識しているところです。

34ページには、テレワークの浸透に伴うコミュニケーションの変革ということで、オンライン面接の話を取り上げています。

以上のことを踏まえまして、36ページ以降ですけれども、特許審査におけるイノベーションということを進めていかなければならない。審査リソースを最大限効率的に活用し、ユーザーに求められる真の世界最速、最高品質を提供する。1つはユーザーへの提供価値の見直し、2つ目に、徹底したさらなる効率化の追求ということを考えております。

ユーザーへの提供価値の見直しの具体的な例は、37ページに挙げているとおりです。

38ページでは、徹底したさらなる効率化の追求ということで、審査のプロセスを先行技術調査、検索外注、起案、品質管理と4つに分けて、それぞれについてイノベーションを進めていかなければならない。先行技術調査でいえば、サーチツールのさらなる整備、サーチの効率化。検索外注でいうと、対話型外注の完全オンライン化等々について取り組んでいきたいと考えております。

以上が特許になります。

39ページからは意匠についてです。

まず、意匠の出願件数は40ページにあるとおりで、ハーグの国際意匠登録出願を加えて年間約3万件前後で安定しております。

その結果、41ページにあるとおり、審査処理期間もFAが6.0ということで安定しております。

42ページにはユーザー評価の結果を載せていますけれども、「満足」、「比較的満足」と、高い評価をいただいていると考えております。

意匠についても、かつてはFAが2年半ほどかかるという時期がありましたが、民間能力の活用とシステム等の整備により、今の審査期間を実現しているところです。

44ページには、意匠における早期審査制度を紹介しています。FA6.0と申しましたけれども、早期審査については2か月を切り、直近の実績でいうと1.8か月という数字になっています。

45ページでは、日本企業の海外展開への支援ということで、例えば、先ほどから出ているハーグ協定への加入であるとか、③は、優先権書類を電子的に交換できるデジタルアクセスサービスが今年の1月から利用可能になったことを御紹介しています。

さらに、意匠については46ページにあるとおり、①図面の記載要件の簡素化、②一意匠として出願できるものの範囲に関する要件の緩和、というような利便性の向上の取組を行っています。

加えて47ページ、これは令和元年度の意匠法の改正ですけれども、物品に記録されていない画像であるとか建築物の内装のデザイン等についても保護対象としたところです。

これらについては、48ページにあるとおり、令和元年度意匠法改正特設サイトを開いて宣伝しています。

49ページには、参考として新しい保護対象についての出願件数がどう推移しているかを載せています。4月は、施行直後だったので待っている方もいらっちゃって、たくさん出願がありました。5、6、7、8、9月は御覧のとおりです。

50ページ以降に、意匠制度の抱える課題を載せています。意匠制度あるいは令和元年の意匠法改正の内容の認知度、意匠権の活用方法、有効性についての理解度が十分とは言えないのではないかとこのように考えているところです。

50ページの左側には、企業におけるデザインの重要性の高まりとして、デザインが事業運営や売上計上に貢献しているとの回答が8割を超えているというアンケート結果を載せておりますけれども、これが出願件数に結びついていないのは、51ページにあるとおり、意匠制度に対する誤解があるのではないかとこのように考えています。誤解の具体的な例は、51ページの右側の四角の中にあるとおりで、美しいデザイン、斬新なデザインでなければ登録の対象にならないとか、購買動機につながるようなデザインのよさが登録要件であると思われているような誤解があります。

こういう状況を踏まえまして、意匠については52、53、54ページに書いていますけれども、意匠制度の周知の強化に向けた施策をする。(1)デザインの重要性の周知、(2)令和元年度意匠法改正内容の周知、(3)意匠制度の基礎や意匠権の戦略的な活用方法及び有効性についての周知ということに取り組む必要があると考えております。また、それとともに、意匠制度そのものの魅力の向上というものも必要であり、52ページの真ん中に「ユーザーニーズの例」として書いてありますけれども、これらについて中長期的に取り組んでいく必要があると考えているところです。

意匠については以上です。

55ページから商標になります。商標は、56ページの棒グラフにあるとおり、ここ7年で出願件数が1.6倍に増えています。

一方で、商標審査官の数が急に増えるわけではないので、57ページにあるとおり、F Aの処理件数は増やしてはいますけれども、58ページ、全体としてT P期間は今10.9か月まで、F A期間は9.9か月まで延びてきているというのが実態です。これを2022年度にそれぞれ8か月、6.5か月にするという政府目標がありますので、イン対策とアウト対策をこれからしっかりやっていく必要があるというのが商標の課題になります。

まず、商標のイン対策としては、59ページ、ファストトラック審査というものを今実施しているところです。

60ページ、商標は個人や中小企業の出願が7割を占めており、誤記による拒絶理由も多いということから、手続に不慣れな出願人に対して情報提供の拡充等をする必要があると考えています。それから、商標の出願手数料等の値下げをこれまで行ってきたのですが、その結果として不使用商標やストック商標等が増えたのではないかという観点を踏まえ、適切な料金制度について考える必要があると考えています。

61ページ以降がアウト対策になります。まず、61ページの下に赤字で2つ書いていますけれども、任期付審査官の採用と民間調査者の試行的活用拡大ということで、63ページに民間調査者の試行的活用拡大、65ページに任期付審査官の活用を掲げています。

それに加えて、64ページですけれども、特に先行図形商標の調査、指定商品・役務調査についてA Iが活用できないかということについて、今、試行的に審査支援ツールを導入して検証しているところです。

以上が商標のイン・アウト対策になります。

66ページ以降に新型コロナウイルス関連の話を挙げています。

67ページには、特許制度小委員会等で行われている議論について概要を紹介しています。

今まで審査の話の特許・意匠・商標についてでしたが、審判に関する動きというのを68ページと69ページに挙げています。審判では、口頭審理のオンライン化に向けて今特許法の改正を検討しており、69ページでは、訂正審判における通常実施権者の承諾の要件の見直しについても今検討していることを御紹介しています。

70ページ、71ページ、72ページが今回の非常時対応ということで、特に期間徒過の救済に関するスライドを入れてあります。

71ページは、主要国における新型コロナ感染症に対する対応ということで、日・米・欧・中・韓でどのような期間に対して救済を行ったかということを一覧にまとめております。

73ページは、新規性喪失の例外の証明書の押印等の要件緩和ということで、押印の見直しについて検討を行っているということを御紹介しております。

以上が前半1と2の概要になります。今申し上げたことを75ページと76ページに文章でまとめてあります。また、御議論いただきたい論点について、77ページに挙げております。

前半部分、私からの説明は以上になります。

○長岡委員長 どうもありがとうございました。

2-2. 自由討議

○長岡委員長 事務局からの説明は一旦ここまでとしまして、これまでの点について自由討議に移りたいと思います。前回と同様に論点が記載してありますので、あくまでも御参考ですが、御意見をお願いいたします。

それから、発言されるときは、できるだけマイクに近づけて御発言をお願い申し上げます。

では、委員の皆様、御自由に御発言をお願いしたいと思います。戸田委員、お願いします。

○戸田委員 どうもありがとうございます。36ページには、特許審査をイノベーションするというところで、ユーザーへの価値提供の見直しとか徹底した効率化、真の世界最速、最高品質をめざすなど、随所に検討の深掘りといえますか具体的な検討が行われている様子を伺うことができ、大変共感するところが多かったです。

3点ほど申し上げたいのですが、まず1つ目は品質です。品質管理の委員会、私もメンバーに入っているのですが、先ほど小松課長からのご説明にあったように、日本のユーザーの評価が中心だと思います。外国のユーザーの評価がどうなっているのかは大変気になるところであります。「インサイドアウト」というか内部での検討が中心になっているところが気になるところでありまして、「アウトサイドイン」のように外部からいろいろな声を聞いてみると、少し結果は変わってくるのかもしれませんが、何かしらのヒントが得られるのではないかと思います。これが第1点です。

第2点目ですけれども、既に申し上げたかもしれませんが、中国文献の調査に関しては

一律に全分野調査するのではなくて、中国文献が引用されやすい分野にターゲットをおいた方がよいのではないかと思います。もし、そういったデータがあるのであれば、データを活用して、重点的に中国文献が引用されやすい分野から着手するという進め方が良いのではないのでしょうか。

中国ほか他国の審査が先行するような場合は、その審査情報を積極的に活用して日本の審査に生かしていく、そのような国際連携の仕組みも必要なのではないかと感じています。

第3点目は、ユーザーへの価値提供の見直しです。いろいろな項目を挙げていただいて、大変感謝いたします。欧米では採用されていない日本独自の制度もこの中には含まれていると思われました。その一つがクレームの記載形式です。日本が一番自由に記載できるがゆえに、マルチディペンドのクレームが複雑になっていく傾向にあると思いますので、こういったものにはある程度制限をかけていくという方向もありえるのではないかと思います。

もう一つが新規性喪失の例外、グレースピリオドの議論だと思います。まさに三極や、IP5などでも議論になっているかと思えます。日本は非常に厳格に運用しているので安定はしていると思いますが、外国のユーザーにしてみると、何で日本だけが権利にならないのだ、そのような声も一部聞こえてきております。日本独自の制度運用に関しても、もう一度見直しをされたらどうですかということをお願いしたいと思います。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

3点御指摘いただきましたけど、特許庁のほうで何か。野仲調整課長どうぞ。

○野仲調整課長 調整課・野仲でございます。御指摘ありがとうございます。

まず、1点目の品質の外国ユーザーからの評価については、昨今のコロナの関係で今は中断しておりますけれども、少し前から、審査部の審査長や審査官が外国の企業を訪問して直接実務的な意見を伺うということを始めしております。日本の審査について外国と違うところ、例えば、拒絶理由を行った後、外国だと何回も拒絶理由を出してもらえるのに、日本は1回で拒絶査定が来るといような話とかいろいろな意見を伺っており、そういうのも参考にしていきたいと思っておりますので、今後もまた、オンラインも使いながら意見聴取に努めていきたいと思えます。

2点目の中国文献についてですけれども、前回は御指摘いただいております、実際の引用率なのですが、2011年ですと全体の0.1%程度しか占めなかったものが、2019年のデ

一タでは2.1%ということで、ツールもよくなり文献の紙も上がってきて、引用率が急激に上がってきております。先ほどお話をいただいた分野ごとという観点では、分野ごとにより違いまして、非常に高い分野では8.3%の引用率になっているというところもあります。一方、ドイツ語をよく引くような分野というのがありますし、そういう分野の特性も見ながら効率的なリサーチを心がけたいと思います。

3点目の日本の独自の制度という意味でいえば、当然特許庁としては国際調和をどんどん進めていきたいと考えておりまして、制度面から、運用面までより深掘りした形で進めていきたいと思っておりますので、御指摘いただいたクレームの記載要件ですとかグレースピリオドも含めて外国庁とともにきちんと議論して、調和が進むように努力してまいりたいと思います。

○長岡委員長 どうぞ、戸田委員。

○戸田委員 どうもありがとうございます。積極的な取組をされているということで安心しました。

品質に関して、一般論としてユーザーからいろいろな声を聞くことはもちろん大事なのですが、具体的な案件で、例えば日・米・欧・中など同じ発明を複数国に出願した場合、そのときの状況がどうであったのかというような聞き方をすると、反応も変わってくるかもしれません。少し前の特許制度小委員会では、日本の審査が甘いのではないかと指摘が出ていたと記憶しています。私は、そのとき日本知的財産協会の特許委員会の担当理事をしておりまして、慌ててその特許委員会が検討している内容を見たのですが、新しい気づきも得られたように思います。そういった取組もされたらいいのではないかと感じております。

以上です。

○長岡委員長 世界に開かれた特許庁ということで、ユーザーもグローバルになっているので、私としても、海外のユーザーの評価というのもぜひ入れられると非常にいいのではないかなと、学ぶことも多いのではないかと思います。

グレースピリオドは欧州がないということで、そういう意味では日本の制度というのは、例えば先行して開示された文献が何だったかを明らかにしているとか、トランスペアレンシーが高く、日本の制度がいいという面もあるので、日本の貢献というのものもあるのではないかなというふうに思いました。

ほかにはいかがでしょうか。萩原委員、お願いします。

○萩原委員 産業界ばかりで申し訳ないのですが、今、戸田委員がおっしゃったように、私も中国文献の調査ってすごく気になっていまして、27ページの表にもありますけど、とにかくどんどん増えていって、全部対応しようと思うとちょっと難しいところがあるのではないかと思っています。今、戸田委員もおっしゃいましたが、中国文献をサーチすべき分類と、それほど重要視しなくていい分野とあるのではないかというふうに思っているのですね。

先ほどの御説明で引用率の話をされましたけれども、引用率の前に、審査の段階で基本的に全ての分類で中国文献を調査するという事になっているのか、そうではないのかということの一つ教えてほしいのと、欧米の特許庁も全く同じ悩みを持っていると思うのです。一体彼らはどうしているのだろうと、ちょっと勉強不足で知らないのを教えてほしいのですけれども、まずその点、1点お伺いしたいと思います。

○野仲調整課長 御指摘ありがとうございます。全ての分野で外国文献、中国文献等見なければいけないかという点について、定性的に申し上げれば、当然世界公知でありますので全部見なければいけないということになりますが、審査の効率を考えた場合にどういう文献を中心に見ていくのか、蓋然性が低くなった場合には、そういう分野については見ないということも当然あり得ると思っております。審査官のサーチシステムの中でも、日本文献だけをサーチする、あるいは特定の外国文献だけを加えてサーチするというオプションがあって、審査官が分野の特性に応じて判断をしているということでもあります。登録調査機関の外注においても、外国文献のサーチをオプションとして追加する、しないということを分野ごとに決めておりますので、その辺は注意をしてやっているということでございます。

また、加える場合においても、機械翻訳の精度、特に近年機械翻訳のシステムを入れ替えて今非常に翻訳精度も上がっているということで、一次ぶるい的に中身を見ていくという意味では、串刺しで外国文献も含めて日本語で今見るができるようになりなっておりますので、そういう形で漏れのないように、かつ効率的にやっております。

外国庁については、特にヨーロッパ特許庁などの場合は、日本文献を含めてアジア文献の対応というのは非常に気にして進めておまして、早い段階からグーグル等と協力して機械翻訳等進めていて、しっかり見ているということでありまして、必ずしも欧米の英語圏の国が日本語ですとか中国語を見ていないということはなく、むしろしっかり見ようということをやっていると思っておりますので、日本特許庁としても、それに負けないよう

な形できちんと対応していく必要があると考えております。

○萩原委員 ありがとうございます。ぜひ各国の状況をにらみながらいろいろな施策を進めていただきたいと思います。

ちょっと別の観点の質問、コメントなのですが、審査の質です。最近、1つの会社でいろいろな分野をカバーするということはできなくて、ほかの会社とコラボレーションしながらやるとか、上流と下流の技術分野の会社と一緒に研究開発をやるとか、隣の分野の会社と共同研究開発するとかということが非常に増えていて、そういう意味で1社が出す特許出願も正面の分類だけでなく、上流・下流・横というところにつながっている場合が非常に多くなってきており、今後さらにそうやっていかないといかざるを得ないと思っています。

そういうときに、特許庁さんの審査の中でも、ある分類に配属されている審査官の方は、その分類のみ御覧になるという形になっているのではないかと私想像してまして、そうであるとすると、上流・下流の部分を見逃してしまう、あるいは横の部分を見逃してしまうおそれがあるのではないかと。そういうように縦・横の連携を審査官同士やられているかどうか、それは今後すごく重要になってくると思っております、その点を一つお聞きしたいと思っております。

○長岡委員長 非常に重要な御質問ですが、野仲調整課長お願いします。

○野仲調整課長 ありがとうございます。かつて我々が、審査を紙の分冊、審査の公報の書類を見てやっていたころには、なかなか他分野まで横断的に見るということは難しかったわけですが、今は電子化されて、広い分野について審査官が見ることができるようになってきているというシステム上のこともありますし、また協議というシステムがありまして、自分の分野の専門ではないところで内容的に絡むときには、その分野の審査官に協議を申し入れて意見を聞く、あるいは引用例を聞くということもできるようになっております。

そういう意味では審査官については、必ず自分のところだけではなくて、クロスサーチと言っていますが、ほかの分野を見るということを徹底しているということになっております。また、今回資料の中で、29ページにA I 関連を例に挙げて、融合的な分野が増えているということを挙げておりますけれども、ちょっと前にI o Tとかの分野でもそうだったのですが、他分野と絡む場合が多くなっていますので、グループで審査を支援するような体制ということも組んで、融合的な技術にも対応できる体制の構築に努めている

ところでございます。

○萩原委員 ぜひ継続して、引き続き推進していただきたいと思います。

もう一つだけ。こういうコロナの状況で、オンラインで審査なり面談していただけるというのは非常に助かっているのですね。助かっているのですが、Skype以外のシステムを使えないのかという声が聞こえてきたりしますので、その辺は柔軟にぜひ対応をできるような姿にしていいただきたいなと思っているのと、いみじくも説明いただいた審判廷のオンラインの口頭審理についても、ぜひ積極的に推進していただきたいと思います。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

では、ほかの委員の方がでしょうか。これから審査制度、制度改革の論点ですが、濱田委員お願いします。

○濱田委員 それでは、1の「これからの審査制度の在り方」について、まず意見を申し上げさせていただきたいのですが、前回申し上げましたように、審査の速さ・品質については、頑張っていらっしゃると思っております。ただ、先ほど産業界の方たちがおっしゃったように、ここにまさに書いてあるとおり、技術の高度化ですとか融合化・多様化が始まっておりますので、ぜひレベルを下げないように引き続き頑張りたいと思っております。

また、審査は十分速いのですが、商標のF A期間に関しましては、出願数が増えているところもありまして、やはり期間が長くかかっているところでございます。目標の数値はファストトラックや早期審査も含めた数値目標と伺っておりまして、そうであれば、こういった早期審査が適用されていない通常の審査のF A期間についても目標設定をしていただければ有難いと思っております。

それからユーザーニーズ、これも多様化していて大変だと思いますけど、できるだけ対応してほしいと思っております。例えば、押印廃止や手続の電子化、審査のタイミングの指定やスーパー早期の要件緩和、出願人との十分なコミュニケーションの確保等、よろしくお願ひしたいと思っております。

特に前回の委員会において、特許事務所が100%在宅は難しい理由として、特定のパソコンで出願等の手続をしなければならないことを一つの例として申し上げたのですが、確かにそれぞれの弁理士が自宅で出願しようと思えば技術的にはできるシステムにはなっておりますけれども、複数の弁理士がいたり、あるいは事務員がいる事務所におきま

しては、なかなかそれぞれが自宅から出願手続を行うというのは難しいのが実態でございます。セキュリティー上の問題であるとかダブルチェックやトリプルチェックをどうやって効率よく行うのかといった問題、あるいは出願手続中に通信が途切れてしまう危険性等を考えますと、やはりしっかりしたセキュリティーや通信環境の整った事務所で特定のパソコンから出願等をするしかないというのが多くの特許事務所の現状での考えであろうと思っております。

そうであればそれ以外の部分、手続の押印廃止であるとか証明書等の原本を不要化するとか郵便物を電子化する等を押し進めていただければ、それによって事務所の在宅率も上がると思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいということでございます。

それからスーパー早期審査の要件緩和につきましても、特許のみならず意匠・商標についてもそういった要望が聞こえておりますので、ニーズは十分にあると考えております。これらを含めまして、四法公平に検討していただきたいと思っております。

それと、不使用商標やストック商標の対策は必要であるとは思っておりますけれども、出願手数料の値下げと直結するかは慎重に検討していただきたいと思っております。

また、商標出願において、個人や中小企業における指定商品等の誤記による拒絶理由が多いということでございますので、ぜひ弁理士を活用する方向を期待したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

では、松山委員のほうからお願いします。

○松山委員 審査制度の在り方について等、いろいろデータも盛り込みながらきれいに整理していただきまして、ありがとうございます。

その上で、特に関心があった点について少し感想を述べさせていただきますと、意匠制度の周知の強化というところで、確かに企業の知財部の方に、弁護士という立場で、どうビジネスを知財で守るかという御相談を受ける際に、選択肢として特許と商標はぴんときても、意匠でいけるのではないかというところは選択肢として思いつかないことなども確かにあるように思うのです。スライド51に書いてあるのを見ますと、それは制度自体がすごく大きな誤解があったりするのだなということも分かりました。斬新なデザインでないとしても登録できないとか、そんな根本的な誤解があるのは、確かに選択肢として上がってこなくなるなという思いもありますし、今回も改正されましたが、今までも改正が

何度もなされているので、現状の意匠制度の内容をキャッチアップし切れていない方も多
かったりするのかなとも思いますので、私自身も意匠の制度を企業の方に理解してもら
うように努めたいなと思うとともに、ぜひ周知の強化というのをしていただけるといいな
と思いました。

意匠制度自体、デザインを真似された場合などに排除する手段としては結構有益なかな
なと思っておりまして、不正競争防止法などでカバーできる部分もありますけど、不正競
争防止法とは違い、意匠として登録されている権利として使いやすい面もあるのかなと思
っております。あと、実際に上手に使っている企業さんもいらっしやいまして、部品メー
カーさんなどは部品について登録をちゃんとしておいて、似たような部品を競合他社さん
がより安く造ったときに、納入先がその安く造った競業他社の方に切り換えてしまったり
されていたのですけれども、ちゃんと意匠登録で守っておくことによって、競合他社にた
やすく真似されて納入先を奪われないというような形で上手にやっている企業さんなども
見たりしますので、意匠を上手に活用できるといいなと思いました。出願件数が足りてい
なくて固定品であるシステム費がまかなえないという話もあったので、出願件数を増やし
ていけるといいなというふうに思いました。

あと、スライド70ぐらいからの非常時対応の見直しというところでした、前回これに関
する点につきコメントをさせていただいておりました。すなわち、特許庁における期間を
徒過してしまった後も柔軟な対応をして救済してくれたというのはよく理解していたので
すけれども、期間自体の延長は柔軟には制度上できなかつたので、一旦徒過はしてしまう、
という対応につきどうなのだろうと思い、期間の延長自体をできるように見直しするとい
うこともあり得るのかなというようなコメントをしておりました。その趣旨としましては、
一旦徒過してしまうので、その後どういった救済が図られるのか、基準がよく分からない
のではないかと、不明確なのではないかという点であったり、一旦は徒過してしまったこと
によって何か不利益なことはないのかなというようなことが気になっていたというところ
にありました。しかしながら、今回、他国の制度をスライド71にまとめていただき、72で
どういう方向で検討するかということが書いてありまして、気になっていた救済の要件に
ついては、しっかりと明確化していこうという話であったり、ガイドラインをつくってい
こうということだったので、そうであれば、必ずしも期間延長自体をやってほしいとい
う趣旨ではなかつたので、期間はそのまま、徒過してしまった後でもちゃんと基準に基づ
いて救済されるというのであれば、そういったものをしっかりつくっていただく方向で進

めてもらうということでもいいのかなと思いました。

あと、スライド72の一番下に記載がある「手数料」のところなのですが、これは一旦徒過してしまったことによる不利益の部分で、特許料の話だと思うのですが、現状の法ですと、徒過してからの救済になると割増手数料になってしまうので、コロナの時のようにやむを得ずに徒過してしまったのに、救済といいながらも高い料金を取られるというのは適切ではないのかなと思うので、これに関しては対応が必要かなと私も思っております。

対応するには多分法改正が必要になってくる部分なので、特許制度小委のほうで今度こういった議論に入っていきのかなというように認識しているのですが、私自身、特許小委のほうの委員もやらせていただいているので、多分これは急ぐ法改正だと思うので、次回の国会に向けて議論していただけたところなのかなと思っております。小委のほうで検討するのであれば、私自身もしっかりそこは議論に参加していきたいと思っております。

私のほうからは以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

では、山内委員お願いします。

○山内委員 ありがとうございます。この議論が始まることもあり、商工会議所で知財の委員会を開催いたしました。今、松山委員からもありましたように、意匠制度については可能性が非常に高いのではないかとということで、件数を増やしていくためにも、しっかり普及していくべきではないかという声がありましたので、ここはしっかりとやっていかなければいけないと思っております。

「これからの審査制度の在り方」につきましては、現在、特許庁にて御提供いただいております審査は、審査の速度・質ともにハイレベルなものだと理解しております。第1回の資料でもお示しいただきましたが、ユーザーアンケートでも審査に関する満足度はおおむね高く、中小企業からも、審査に関して改善してほしいという声はさほど大きくはないと認識しております。

質におきましては、無効審査請求で特許が無効になる件数が徐々に減少傾向にありますし、権利の安定性も増しているものではないかと思っております。しかしながら、審査の手前となる各種の事務につきましては、第1回の議論でも多く指摘が出たと認識しておりますが、改善すべき点も多いと思っております。電子化などの推進による効率化をぜひ図っていただき、ユーザー満足度を高めるとともにコストの削減にもつなげていただければ

と思っています。

今後でございますけれども、資料にお示しいただいておりますが、参照すべき文献の数というものは増加傾向が続くものと予想されますし、審査の負担も重くなっていくのだろうと思っております。先ほどありましたように、どういう形で数を絞っていくのかという点は大事な点かと思っておりますが、これに加えて現在の速度や質を保つためには、AI、IoTを活用しながら効率的な審査体制を築いていくことが重要であるということでございまして、厳しい財政状況ということでございますが、御指摘いただいた審査イノベーションの基本的な考え方を実現するためにも、そのために必要な投資というものは行う必要があるのではないかと思います。企業も効果的な知財戦略を展開するには、迅速な審査、結果のフィードバックというものは不可欠なのかなと思っております。

最後に、コロナ禍における制度改正の見直しについては、今回、資料で御提示いただいた内容について、異論はございません。特に審判のオンライン化につきましては、今回のコロナ禍を受けて現実に即した改正案ではないかと思っております。中小企業は人手も少なく、専任の知財の担当者がいないという状況が多くございます。こうした企業が出頭を求められた場合、社長自らが対応するということも多いため、特に地方の企業にとりましては、移動時間含めて金銭的・人的な負担も大きい中で、オンラインでの参加が認められれば、負担が大幅に軽減されると思っておりますので、前向きに検討を進めていただければと思っております。

審判に限らずこうしたオンライン化・電子化というものは、ほかの事務につきましてもスピード感を持って進めていただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○長岡委員長 どうもありがとうございました。

本田委員、お願いします。

○本田委員 いろいろ調査していただいて、ありがとうございます。いろいろなことが見えてきているのではないかなと思っております。

大学という立場からいきますと、特許出願の活用の仕方というのは、企業の方々に許諾をして使っていただく、ライセンスということになります。そのときに、根幹となるような知財というのがきちんとした形で審査される、審査の質が高いというのは、すごく私たちとしても望ましい環境だと思っております。ですので、引き続き質の担保というのは継続してお願い致します。

「文献爆発」という言葉があるのですけれども、よくよく拝見していると、資料の17ページ等でも、文献が増えている中でも予算額というのは一定程度に抑えていただいている、努力というか、特許庁さんなりの努力があるかと思えます。国内文献検索のみという場合と国内外選んだときとといったときも、増えてはいるものの、きちんとそれほど極端に上がるような費用感になっていないと思っております。

審査の品質管理の現状ということで33ページにもあるのですけれども、1つだけトップを取れなかった先行技術文献調査といったところではあるのですけれども、よくポイントを見ていくと、3ポイントぐらいだけ劣ってしまったがゆえといったところなので、特許庁として最大限努力してくださっているのではないかと考えています。財政は厳しいというお話もありますけれども、このまま質は維持いただけるとありがたいと思っています。そういう観点で審査、AIとかいろいろな機械学習等、大学もいろいろ開発していますので、そういうのを活用していただきながら審査の質の担保をいただけるとありがたいと思っています。

一方で、日本の特許出願自体の出願人側の質と申しますか、ボリュームも変わってきているというか、出願に対する一件一件のパワーのかけ方が変わってきているのではないかなともとれる統計になっております。請求項の数が増えたり、出願のページ数が多いとか、あとPCT出願を行う割合が高いということで、一件一件かなり力をかけて出願するように出願人側の質も上がってきていると思っていますので、先ほど戸田委員もおっしゃられていたように、例えば1件の出願のクレーム数が多いということであれば、外国特許庁と同じように一定の数のクレームに対して加算すると言った出願のボリュームを反映したような費用感みたいなところを再度検討するというのも、一つにはあるのではないかと思います。そうすることによって質が担保できるのであれば、それも出願人側としてはやむなしという部分もあるのではないかなと思っております。引き続き品質の担保をしていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○長岡委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、1つだけ御質問なのですけれども、先ほど32ページで1件当たりの業務コストの増というのがありました。これは完全に標準原価計算ということで予算ベースの話のようなのですけど、1件当たりの実態審査の費用がかなり大きく増えているのですけど、その原因は主に検索外注ということになるのか、その原因を知りたいなと思ったのです。

○野仲調整課長 ありがとうございます。今の御質問は、32ページの棒グラフ。

○長岡委員長 そうです。

○野仲調整課長 こちらについては、同様の案件を審査官が外注を使わないで行った場合の見積りというのが上の棒グラフ、下のほうは外注を使った場合の棒グラフということになっておりますので、外注費用のところコストがかさんでいるというのがこの差になっているというものでございます。

○長岡委員長 特許庁自体の件費もカウントしておられますね？

○野仲調整課長 これは特許庁の審査官がやる件費も入っております。1件やるためには、外注の場合もサーチはさせていただきますが、その説明を受けて判断をし、起案をし、という作業は審査官が行いますので、その分も含めてということでございます。

○長岡委員長 分かりました。外注はかなりコストがかかるということになるわけですね。萩原委員どうぞ。

○萩原委員 この件に関してなのですが、外注の中でもIPCCが一番ウエイトの高い外注先になっていると思うのですね。そこがベンチマークになってほかの外注の料金も決められていく傾向にあるのではないかと承知しているのですが、そのベンチマークになるIPCCの料金の適正性ということなのですが、基本的にはIPCCは一般社団法人なので評議委員会等々がありますから、そこできちっと検証されているのだろうなと思っています。そのベースになるのは、調査員の一人一人の給料だとか、あるいは管理職層の給料だとかいろいろなものがあるとは思いますが、そういうものもきちっと評議委員会で透明性を出してやられているというふうに思っているのですが、そこを「そうです」と今日言っただけならば、すごくありがたいなと思います。

○長岡委員長 野仲調整課長、どうぞお願いします。

○野仲調整課長 ありがとうございます。外注について、各機関の競争というものを通じて単価、料金の引き下げが働くようにということで進めてきておまして、おっしゃるとおり、IPCCがかなりのウエイトを占めるわけですが、ほかの新しく参入した機関も、当初はコスト的にちょっと高い場合でも、参入を促すということである程度認めてきていましたが、今は全ての機関で単価が下がってきているというような形になっています。競争効果は十分に働いているかなと思います。

そういう中で、御指摘のあったような件費の問題とか、それは当然IPCC、各機関において評議委員会等、そういうところできちんと開示をして、正しい形で透明性を持つ

てやっただいていると認識をしております。

○片岡総務課長 今回の説明でほぼ尽きるのですが、若干補足すると、登録調査機関というのは数が1ではなく、複数あって、実際には競争があります。要すればそれに伴って料金は下がっており、今御指摘があった管理職の person 費が高いとかマネジメントコストがかかり過ぎているようだとか割高になって、競争で負けていき、従って、入れ替わるということです。複数による競争が最も透明性を担保できる手段だと考えております。

○萩原委員 追加御説明いただきまして、ありがとうございます。恐らく特許庁さんの中にも契約検討委員会とか、そういうチェックされるような機関があるのだろうとは思いますが、二重のチェックになっているのだろうと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

現在特許制度小委員会等でも議論されている論点とか、37ページに今後の検討課題等も例示されておりますが、こういう今後の改正事項等についても何か御意見がございましたら—戸田委員、お願ひします。

○戸田委員 直接そのような改正事項に関する点ではないのですが、よろしいですか。意匠と商標に関してですが、意匠に関しては、実は外国人の意匠登録出願が増加しているのだということが分かりました。今日、たまたま1階で特許庁の「特許行政年次報告書2020年度版」を見ていたところ、意匠だけは、中国、韓国だけではなくてアメリカからの出願も増えているのですよね。どんな分野で増えているのか分析されたらどうでしょうか。

全体のマクロ感としては、中国は伸びているのですが、他国もそんなに増えていない。ほぼ横ばいです。詳細には、無審査主義を導入しているヨーロッパは若干減っていて、それ以外の米国や韓国は若干増えているという状況なのですが、日本は審査主義なのになぜ増えていないのだろう、一方、外国からの出願はなぜ増えているのだろうという点も、分析してみると面白いヒントが得られるかもしれません。

商標に関してですが、この資料を見る限り、日本を含めてみんな増えているわけですね。そうすると、共通の悩みもあるかもしれませんので、他国との審査協力なり国際連携などを進めていただけると、解決方法も生れてくるのかなという気がしました。

以上です。

○長岡委員長 鮫島委員、お願ひします。

○鮫島委員 それに関連するのですけれども、56ページの資料、これは商標の出願件数推移なのですから、これを見ると、確かに2013年から2017年まで商標が増えているのですが、この3年間は頭打ちになっている。中小企業の知財支援とかやっている立場からすると、このずっと増え続けているというのは、日本国内の中小企業の知財意識がよくなってきたのだらうというふうに勝手に解釈していたのですけれども、この3年間頭打ちになっているということは、何か停滞しているのではないかとということで、この原因をすぐ知りたいと思っています。中小企業の出願件数は増えているのだけど、他が減っているからこうなっていますよというのか、あるいは中小企業自体は減ってしまっていますよというのか、あるいは、戸田さんがおっしゃったように、この3年間、外国から、全然商標出願が来ないんだよねというのか、そのあたりもぜひご教示いただければと思います。

○長岡委員長 ありがとうございます。

高野商標課長どうぞ。

○高野商標課長 商標課の高野と申します。御指摘ありがとうございます。

56ページの商標出願の件数の表でございますけれども、この数字だけ見るとここ3年頭打ちのように見えますが、商標出願の中で出願が却下される出願というのがたくさんありまして、実質審査に上がってくる出願というのは右肩上がりで上がっているというところでございます。中小企業の出願も年々増えているというところでございます。

○鮫島委員 「却下される出願」という意味は理解していますが、2013年から2017年の増えてきた時期の統計も同じ集計手法を使っていてこうなっているということですか。

○高野商標課長 そうです。

○長岡委員長 どうぞ。

○下村意匠課長 先ほど御指摘いただきました意匠の国際出願が増えているというお話ですが、確におっしゃるとおりでして、私どもでも分析をしたことはあるのですが、増えている分野としましては、一般機械器具のような分野、特に医療機器の分野などで海外からの出願が多くなっています。その中身を拝見しますと、機器の機能に関わり、使い勝手の良さにつながるような形態についてご出願くださっていて、意匠権の使い勝手のよさを実感されているのかなという状況です。そのほかに電子・電気機器等の分野でも海外からの出願が多くなっている状況でございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、濱田委員お願いします。

○濱田委員 この2番目の「新型コロナウイルス感染症等を受けた今後の制度改正に向けた検討事項」に関しまして意見を言わせていただきますと、まずは、口頭審理のオンライン化はぜひとも進めていただきたい思っております。ただその際、両当事者の公平性や透明性の観点も十分踏まえた方法にさせていただきたいと思っております。例えば、一方だけがオンラインということになりますとどうしても不公平感が出てきたりしますので、そのあたりは十分気をつけたやり方にさせていただきたいということでございます。

それから、先ほど松山委員がおっしゃったように、今回のコロナ対応では期間徒過の救済について柔軟に対応していただきまして、本当にありがとうございました。非常に感謝しております。今回のように柔軟な対応を認めてもらいまして、さらに割増手数料についても免除という手当ををしていただければ、職権による一括延長をやらずとも現行制度で十分対応可能なのではないかと考えております。ただ、災害等の緊急時の際に速やかに対応できるように、対応方針のガイドライン等は作成して公表してさせていただきたいと思っております。

また、押印廃止や手続等の電子化について、新規性喪失の例外における証明書の押印廃止について着手していただいているようで、これについても感謝いたしますけれども、それ以外の点に関しまして、例えば、マドプロの委任状を原本でなく写しでもよいとしていただくとか、あるいは受理官庁としても含めまして、日本の特許庁から発送される書面の郵便物を電子化していただくとか、書面による提出書類、例えば異議申立てや当事者系審判請求、委任状や証明書の原本提出等につきまして、電子化による提出を検討していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうも活発な議論をありがとうございました。若干予定よりも早いのですが、後半がありますので小休止いたしまして、ちょっと早めまして15時20分から再開いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[暫時休憩]

3-1. ウィズコロナ/ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方(後半)

○長岡委員長 それでは、議事を再開いたしたいと思います。

最初に、事務局のほうから資料の後半部分について御説明をお願いします。

○小松企画調査課長 それでは、資料2の78ページを御覧いただきたいと思います。「3. より魅力的な産業財産権制度とイノベーションの創出に向けて」ということで、国際協力と中小・大学・ベンチャー支援、人材育成、オープンイノベーションの促進について御紹介したいと思います。

まず、79ページからですけれども、人材育成に関するこれまでの特許庁の取組ということで、新興国や途上国に対する人材育成の支援事業を行ってきたということを御紹介しています。

80ページは、WIPOジャパンファンド、JICAを活用した支援、81ページにASEAN地域における支援としてタイとミャンマーの例を御紹介しております。

82ページには、ミャンマーの知的財産庁設立支援に関する新聞記事を掲載しています。

83ページでは、PPH、PPHプラス、CPG、模倣品被害を防ぐための普及啓発支援、国際研修指導教官の派遣、海外事務所調査員の配置というこれまでの国際協力に関する取組を御紹介しております。前回も国際協力に関しては、これまでよくやってきているという評価をいただいた一方で、余りそれが知られていないのではないかという御指摘も受けましたので、84ページにあるとおり、今後のPRへの取組ということで、ユーザーへ訴求すべく、これまでの特許庁のホームページ等について記載の刷新を検討したり、そのほか海外発信を加速していくというつもりでおります。

85ページ以降に、中小・大学・ベンチャー支援知財人材育成支援を載せております。

86ページが、特許庁が行っている中小・ベンチャー企業及び大学支援関係施策の一覧になります。前回使用した資料では、これらに加えて中小企業庁であるとか農水省、文科省等の取組も合わせて載せておりましたけれども、特許庁・INPI Tが行っているものを抜き出すとこの表のとおりになります。

87ページですけれども、その中で中小企業支援関係施策として知財総合支援窓口というものを我々運営しておりますので、その御紹介と、右側には窓口における相談件数ほかの利用実績を並べています。

88ページは海外展開する中小企業への支援施策ということで、外国出願の費用の補助であるとか、海外で模倣品が発生したときの対策の支援、海外の知財紛争に巻き込まれた場

合の費用の保険、これらの取組を行っているということと、その利用実績について掲載しております。

89ページは知財金融促進支援ということで、知財ビジネス評価書、知財ビジネス提案書、これらを作成する取組を行っているということを御紹介しております。

90ページと91ページは前回も御紹介しましたが、特許庁の産業財産権専門官が知財活用への意欲のある中小企業に向けてハンズオン支援を行うということで、具体的には91ページの上のほうにあるとおり、企業の知財活動のステージでいうと、一番左側のブルーの知財活動への気づきというところから始まって、一番右側、緑色の知財活動の定着というところまで支援を行うということを御紹介しています。

92ページには、中小企業に対する支援は特許庁だけで行っているものではないので、経済産業省の中企庁とか地域経済産業グループ、農水省等々、それらの施策と一緒にしながら横断的に知財経営支援をしていくということを書いています。

93ページ以降は大学・ベンチャーの支援ということで、94ページに、大学へ知財戦略デザイナーを派遣する、これは令和元年から行っておりますけれども、その事業を御紹介しています。1年間実施しまして、青字で書いてあるとおり、本事業で得られた知見を取りまとめて、「ナレッジ集」として公表したところです。実績としては、支援先大学数でいうと27大学、発明届出件数でいうと52件になります。

95ページは、ベンチャーの知財支援基盤整備事業ということで、IPASとIPBASEを御紹介しています。IPASは左側の図にあるとおり、ビジネスの専門家と知財の専門家から成るメンターを創業期のスタートアップに派遣するという事業になります。IPBASEは、これらのスタートアップがまず最初に情報が欲しいときに見るべきサイトということで、知財ポータルサイトというものを運営しています。平成30年と令和元年の実績は、合わせて支援先の企業数でいうと25、特許出願件数でいうと81件となります。

96ページと97ページは、前回の委員会で知財人材育成に関する取組もしっかりやったらいいのではないかと御指摘を受けましたので、INPITで行っている取組を御紹介しています。まず、96ページ左側ですけれども、セミナーを開催したり、右側にあるとおり、オンラインの動画教材ポータルサイトとしてIPePlatというものを開設しています。

その利用実績が87ページでの右側のグラフになります。棒グラフが2本ありますけれども、薄いブルーグレーが2019年度の実績で、肌色が今年度の実績です。利用実績としては約6倍に増えていると捉えています。

98ページからは、中小企業に対する料金の減免制度についてフォローアップをしたいと思えます。これは2019年に改正があったのですけれども、改正前は、対象となる企業が赤字企業、研究開発型企业などと限定的でしたが、改正後は全ての中小企業が対象とされました。

減免制度の内訳は99ページのとおりで、中小企業であれば2分の1、小規模企業・中小ベンチャー企業であると3分の1等となっており、生活保護受給者、市町村民税非課税者にあつては、審査請求料等は全額免除されます。

100ページにそれらの利用状況を載せています。歳入でいうと2019年度は40.9億円の減収ということになろうかと考えています。

それだけ利用されているということであり、101ページにあるとおり、申請件数を見ると、審査請求料でいえば2018年1万7,645件に対して、2019年は4万962件と倍以上に増えております。

この減免制度の利用状況なのですが、102ページ真ん中に度数分布を置いてはありますが、実際に利用している件数が1～9件という方が1万2,652者、10～19件というのが218者となっております。一方、利用件数の多い者を順に並べたリストが左になりまして、1位が2,437件、2位で1,117件となっております。

これがどれぐらいの規模なのかというのは103ページ、これは日本全体の審査請求件数の上位50社を並べたものですけれども、1位の4,550件から50位で647件でありまして、先ほどの2,400件という、トップ5に次ぐぐらいの規模になります。

次に104ページですけれども、こちらは免除についてです。直近1年半で設定登録された個人の出願案件について見てみると、個人名義の出願件数は5,908件あるのですけれども、一人で40件以上出願している者による出願が合計で1,057件ありました。それらは全て審査請求料が免除されておりますが、そのうち99.7%が、権利化後法人へ権利移転されております。

以上を踏まえて105ページですけれども、減免適用者の中には、企業・個人いずれにおいても多くの審査請求をしている者がいるということと、全額免除を受けて設定登録された特許のほぼ全件が法人に移転されているという実態があつたということになります。

106ページ以降にオープンイノベーションの話を書いています。

107ページと108ページは、オープンイノベーション促進のためのモデル契約書に関する取組を御紹介しています。

109ページに、オープンイノベーションがこれから重要になるであろうということの根拠となる数字を並べておりました、110ページなのですけれども、オープンイノベーション促進に向けた制度の検討ということで、企業間連携・オープンイノベーションを促すための知財制度やマッチングの仕組みとして、ライセンスオブライイト制度を参考に、ライセンスの申し込みのみで通常実施権が付与されることを保証する制度の導入を検討してはどうかということについて御議論いただきたいと思います。

111ページからが歳出の削減に向けた取組になります。

113ページに、前回の委員会でも御紹介した歳入と歳出の直近5年の推移を載せています。歳出については、令和元年、令和2年と、1,641億円、1,649億円と続いてきましたけれども、114ページの円グラフにあるとおり、令和3年度の概算要求では、前年比-78億円、全体で歳出1,571億円と削減の努力をしています。

この削減の内訳については115ページにあるとおりで、大きいところでは、先行技術調査外注費が251億円から25億円減らしまして226億円になっております。情報システム費についても前年比-11億円で、398億円となっております。

次に、予納制度の現状と課題ということで117ページを御覧いただきたいのですけれども、特許庁では特許料の収入1,257億円のうち、特許印紙の収入が953億円を占めています。このうち、実は印紙の予納に使われているものが918億円あるということで、印紙については小さく「売り捌き手数料」と書いていますけれども、31億円手数料がかかっております。

そこで、118ページの3つ目のポツのところですけれども、制度利用者、特に大手の企業・代理人の皆様の御理解・御協力を前提に口座振替等の他の支払い手段の活用や、特許印紙による予納制度の廃止も含めた対応について御議論いただきたいと思います。

次に120ページ、情報システム経費についてです。

まず、122ページですけれども、ここに特許庁のシステムの概略図を載せております。1990年（平成2年）に世界初の電子出願システム（ペーパーレスシステム）というものを実現しました。これまで、受付から始まりまして業務のフローに沿っていくと、方式審査、公報発行、先行技術、文献調査、起案、登録、公報発行、審判、それぞれの手続についてシステムをつくり、それぞれつないできたという歴史があります。

システムを何に使ってきたかというのが123ページで、人員体制の推移との関係で御紹介しておりますけれども、ピンクが特許審査官の数でして、人員が限られる中、増加する

審査負担に対応できるよう、検索システム等を強化してきました。水色のほうが、事務系職員数の推移でして、人員が徐々に削減されておりますけれども、その限られた人員の中で出願、受付、方式審査、公報業務等を遂行できるよう、業務の機械化を推進してきたという経緯があります。

特許庁では、システム開発を業務・システム最適化計画にのっとなって行っておりますけれども、その概略図が125ページになります。一つ一つ平成2年からつくってきたシステムを、でき上がるころからつないでいったというのが、刷新前のシステムというグレーのものが複雑に絡み合っているシステムになりますけれども、上の四角の中の③にありとおりで、システムというものは、老朽化に伴ってOSや各種ソフトウェア製品のサポートが停止し、ハードウェアの供給が停止する。業務の継続性を確保するためには、その前にシステムの刷新が不可避ということになります。グレーのシステムをいつまでも使い続けることはできないので、一番右側にあるオレンジの目標とするシステムに向けて今刷新にとりかかっているところです。段階的に刷新を行っておりますので、現状はこの真ん中です。オレンジのところもあれば、引き続きグレーのものもある。例えば審判などについては引き続きグレーですけれども、オレンジの形に変えていかないと、いずれOSのサポートが切れてシステム自体が使えなくなるというのが目前に迫っているという状況にあります。

126ページに業務・システム最適化計画の経緯を載せておりますけれども、平成24年度以降、民間有識者から成る技術検証委員会を立ち上げて、専門的なアドバイスをいただきながら計画を遂行してきています。掲げている目標はここに書いてある4つで、重点事項というのがここに書いてある5つです。

その重点事項について詳しく説明したのが127ページと128ページのスライドになります。特に特許庁としては②と③、業務等について徹底的な分析をするという発注者能力の強化というところ、③のプロジェクトの推進、監理体制の強化、これも発注者能力の強化ですけれども、これらについて取り組んできたところです。

129ページに、プロジェクトの推進・監理体制の強化ということで、その体制図を載せております。特許庁情報化推進本部を設置し、右側にある電子行政推進体制、それから、先ほど申し上げた民間有識者等からなる監査体制による指導監督を受けながら業務を行っております。

130ページに、外部監査体制ということで技術検証委員会のことを書いています。委員

長は、今日ここにいらっしゃっています大山・東京工業大学特命教授にお願いしております。平成24年（2012年）からこれらの業務を行っておりますけれども、最初は計画を立てるということで、①最適化計画の改定、システム刷新の基本方針であるとか業務可視化資料の運用についてアドバイスをいただき、実際にプロジェクトを立ち上げるに当たっては、②プロジェクトの管理体制・管理手法というところでいろいろアドバイスをいただいております。

直近の委員会では、このポツ2つにあるとおり、特に2つ目ですけれども、失敗から立ち直りようやく大規模システムを安定的に構築できるようになったという点や、今後着手するプロジェクトでの開発規模3割削減の見通しを立てたというあたりで評価をいただいているところです。

131ページが最適化計画の工程表で、上の茶色い部分が、先ほどのグレーのシステムを一個一個オレンジのシステムにつくり替えていくという刷新になり、途中で止めることができないと申し上げたところになります。加えて、ブルーの優先的に対応すべき政策事項というシステム改造のほうになりますけれども、これらを組み合わせながらシステム開発を行ってきております。例としては、真ん中あたりにクレジットカード納付の導入であるとか、下から2番目には審査官・外部ユーザーの検索環境共通化ということがあります。

132ページと133ページに、その具体的な内容が書いてあります。

135ページからは、開発経費の削減の取組について御紹介しています。

特許庁におけるシステム開発というのは、新しいシステムの開発と既存システムの改修、これを合わせて開発と呼んでいますけれども、これとシステムの維持にシステム経費が使われております。開発は赤字で書いてあるとおりで、新しいシステムの開発と法律の改正や国際合意などがあつたときに、アプリケーションの部分改修を行うということ。ハードウェアは、基本的に約5年で寿命が尽きますので、ハードウェアのリプレースをしますが、そのとき今まで使っていたアプリがそのまま動くとは限らず、アプリの部分改修が必要になるというのが緑色の部分です。あと、先ほど申し上げたとおり、システムの寿命が尽きる前に青字で書いてあるように刷新などが必要になります。

136ページには、開発にかかる費用と運用にかかる費用というものの具体的な内訳を書いています。

137ページは、特許庁の歳出に占めるシステム経費の推移を棒グラフにしたものになります。2002年で1,109億円の支出に対し281億円。全体の25%だったのですけれども、2020

年も1,649億円に対して408億円、25%ということで、特許庁の業務が拡大するにつれシステム費用も大きくなっていますが、その比率は基本的におよそ4分の1ということになります。

139ページには、運用経費の削減の取組を御紹介しています。①(1)機器を減らすということで、障害発生時にバックアップサーバに切り替わる仕組みというのをやめる。3つ点がありますけれども一番下、遠隔地に配置していた電子出願の受付バックアップセンターを廃止するというようなことをやっています。

140ページの真ん中あたり、(2)ですけれども、機器を長く使うというのがあります。先ほどサーバーの寿命は約5年と申しましたけれども、それをさらに1～2年長く使うというようなこともやっています。

141ページは、②(1)運用管理のレベルを下げるということで、サービスレベルの要求水準を下げることによって、遠隔地や少人数での対応を可能にしています。

142ページに、先ほど申し上げた受付のバックアップセンターの廃止のスライドを入れています。

143ページはシステムを開発するほう、整備経費ですけれども、こちらの削減ということで、(1)当面の間、職員の利便性の向上を目的とする開発はやらないこととしています。(2)として、開発規模を縮小するというので、3つ目の点ですけれども、審判システムの刷新では、開発規模の3割の削減を実現しております。(3)として、利用頻度の低いシステムを廃止するというので、電子出願ソフトについてはウインドウズ版1本にして、マック版を廃止しています。

144ページに、さらに経費を削減する、そのためにはどうしたらいいかという例を挙げています。①としては、システム経費削減取組強化の例ということで、全てのシステムについてバックアップサーバをやめるというところに踏み込まなければならないところまで来ていると考えています。②は、一部のシステムは廃止するというので、基幹システムは廃止しようがないので、後から付け足したシステムをはがしていくというような形になります。削減候補となり得るのは、登録年金の期限通知サービスであるとかJ-Platpat上で提供されている幾つかのサービスということになります。

147ページ以降に後半パートのまとめを載せております。今申し上げたようなことを文章で書いてあります。

148ページに、後半パートについて御議論いただきたい論点を書いてありますので、よ

ろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○長岡委員長 どうも大変ありがとうございました。

3-2. 「特許庁情報システムに関する技術検証委員会」大山委員長コメント

○長岡委員長 これから自由討議ということですが、その前に、先ほど御紹介ありましたけれども、特許庁の情報システムに関する技術検証委員会の委員長をやっていたらっしゃいます大山永昭委員長に来ていただいておりますので、最初に第三者委員会の立場から、特許庁のシステム開発に対する評価についてコメントをお願いできればと思いますので、よろしくお願ひします。

○大山オブザーバー ただいま紹介いただきました東京工業大学の大山でございます。すみません、ここから先は座って説明をさせていただきたいと思ひます。

私自身は、2000年の頃開始した政府情報システムの刷新、すなわち競争性を高めて経費を下げることを目的とした国の取組の中心でやらせていただいた者です。現在はC I O制度ができておりますので、C I Oがほとんどのシステムを見ていますが、大規模なシステム、年金とこの特許庁のシステムは、私のところに残ってしまひて、最後まで面倒見ろと言われているのかなと思ひ、各種のアドバイス等をさせていただいております。そのため、いい面、悪い面の両面を見てきたので、今日は忌憚のない意見を述べさせていただきたいと思ひます。

まず、皆さん御存じのとおり特許庁は、先ほどの資料にありましたが、平成24年に一度、情報システムの刷新に失敗しています。このときは危ないなという予兆がありまして、私は平成22年から第三者委員会の委員長を仰せつかっています。当時の委員会の役割は、混乱しつつあったシステム開発の原因究明です。何が悪かったのかを明らかにして、さらにプロジェクトを軌道に乗せるためのアドバイスをするというものです。委員会の活動開始から2年後には――実際は1年で大体の状況が分かり、1年間改善という時間を置いたのですが、結果として2年後に停止勧告を出さなければならなくなりました。その原因は、当時の改善策をうまく実行できなかったためと記憶しています。

ここに至るさまざまな原因の本質は、一品物の政府システムを受注する新たな事業者は、発注者である行政の業務を残念ながら十分には理解していないということです。発注者の

業務をよく知っているのは、それまで対応してきたベンダーさんになります。特許庁さんを含めほぼすべての省庁に当てはまります。自治体さんですと、同じような業務がありますが、中央政府の各省らしい業務は、一品料理になってしまいます。新たな事業者を受注してもらえるようになれば、もちろん競争性はあがります。これはいい面もあるのですが、発注者と受注者のコミュニケーションギャップというのが十分理まらないとうまくいきません。このような状況を分かり安く説明すると、発注者は、受注者が特許庁の業務を理解している、すなわち発注者は、受注者が十分理解しているから応札してきたと思っている。受注者は、自分たちは新米なので発注者が十分教えてくれると期待していた。この隙間を十分に埋め切れなかったのではないかというのが、私が持った一番強い印象でした。

言い方を換えれば、開発すべきシステムのあるべき姿の共通理解が不十分であったことから、結果的に開発工数の大幅な増加になってしまったということです。私が聞いた限りでは、1,000人を超える体制まで拡大し、結果として統制がうまくとれなくなりました。その結果、事後対応を含めた相談を経て、中止勧告を出すことになりました。中止するからには、改善策とのセットになるので、ここで申し上げた発注側の能力を向上させるための手法を提言しました、ご存知のように、業務を言葉で説明する、あるいは文章で書いても、業務全体の流れを理解するのは難しいと思います。例えば、文章の下のほうに行ったら注意書きで、このときは別のフローにつながる、ただし、ある条件下では他のやり方をするなどです。

特許庁に限らず現状では、政府側の発注者がシステム開発について十分な知見を有する場合は極めて稀で、残念ながら多くの場合、技術系の職員もいないことから、コンピューターはなおのこと分からないとなります。特許庁さんはまだかなりいいほうでありまして、こちらは技官の方がシステム開発にいて、現場に戻りまたシステム開発に来てくれるということもありますので、そういう意味では私もちょっと甘かったのですが、大いに期待していたというのが本音のところでした。その特許庁が駄目だったというのは結構ショックでしたが、その原因はコミュニケーションギャップかなということでございます。

西暦2000年ごろから開始された政府情報システムの調達開発もこのことはしばしばで、発注側が分かっていないということもあり、私個人としては、特許庁には技官の方が大勢いるので他省庁よりはかなりよい状況であることから、特許庁の刷新プロジェクトというのは大いに期待していたというのが先ほど申し上げたことです。

再開のプロジェクトは、さらなる発注者のITガバナンスを確保する。要するにITガ

バランスというのは、統制するというだけではなくて説明が十分できるということが基本でありまして、ここをやっていただく。そのためにPMOを設置いただき、CIO及びCIO補佐官等によるリーダーシップの明確化及び専門知識の補強、さらには業務の可視化というのをやっていただきました。それが現在につながっています。

特許庁でも当時コンサルを使っていたと記憶しておりますが、うまくいかなかったのは、先ほど言ったように、特許庁のシステムは汎用システムのカスタマイズではなくて、どこから持ってくればよいというものではなくて、完全に一品物になっているという特性がございます。そのため、特許庁の業務とITに精通したコンサルは、残念ながら世界中探してもいないと思われることから、特許庁自らが自分の業務を可視化し、どういうシステムが欲しいのかを十分に分かり安く説明することが重要です。そうすれば新しい受注者が出てくると期待されます。さらに、業務の見直しもやり易くなります。

次にプロジェクト再開に向けた取組についての評価を説明します。特許庁には、自らの発注者能力を高めるためにさまざまな取組を行っていただきました。具体的には、事務局から既に説明があったとおり、技術検証委員会においても2012年の計画改定段階からシステム刷新計画そのものの内容、プロジェクト全体管理の体制や手法、システムアーキテクチャーの詳細、ホストコンピュータのサーバー化の総合テスト、各刷新プロジェクトの開発スケジュールや進捗状況に至るまで、微に入り細をうがつレベルで検討をさせていただきました。失敗から立ち直った特許庁の取組は、先ほど申し上げたように霞が関の他省庁が苦しんでいるシステム開発の範となるものであると、私は、専門家としても十分誇れる内容であると自負しています。

私が同じように担当している先ほど申し上げた年金システム刷新においても、年金局及び年金機構のシステム担当者には、特許庁の取組をしっかり学び、理解するようにとアドバイスしています。年金においても、詳しくは公表していませんが、業務フローの可視化及び業務の見直し、無駄の削減を行っています。無駄と言うと削減は当たり前になりますが、業務フローとして見ると無駄と認識されなくても、よくよくシステム化の視点で見ると、フローの微修正が無駄削減につながる場合があります。さらには、他省庁のシステム担当者もこちらに取材に来ていると伺っています。これがプロジェクト再開に向けた取組で、しっかりと立ち直ってやっていただいたと評価します。時間は予想以上にかかっていますが、政府システムの開発では初めての試みでもあり、高く評価したいと思います。

次に、審判システム刷新における規模削減の取組についてコメントします。このシステ

ムを構成するソフトウェアとハードウェアは日夜稼働しています。ハードウェアに寿命があるというのは先ほど説明されましたが、ソフトウェアにも同じように寿命があります。例えば、OSがバージョンアップするのは良いことですが、アプリケーションソフトから見ると、OSの改善に対応した改修が必要になる場合が生じます。この課題についての本質的な解決策はまだ分かっていません。そのため、先ほど言いましたようにソフトウェアは一度つくれば永久に使えるというわけではありません。

さらに、特許庁の場合にも制度改正があります。制度改正があれば、当然またアプリの改修が必要になります。この改修の費用を安くするためには、業務をできるだけスリム化して単純化していく、あるいは業務量を平準化して、システムの処理パワーのピークを下げる等の対策が有効になります。これらの検討をするために、業務の可視化等を行ってきたわけです。世界に先駆けて、特許庁さんはペーパーレス化を実現しています。一方では、電子政府の実現に取り組んだ特許庁では開発が早かったことから、システムの寿命問題に直面するのも逆に早くなったということもあります。

さらに特許庁システムは、構築が累次に進められた結果、全体としてシステム構造が複雑な、いわゆるスパゲティ状態になってしまったことから、先ほど言いましたように制度改正に対応する改修については、影響を受けるソフトウェアや個別システムが多岐にわたっています。これを改善するために所謂疎結合にするわけですが、現状では何らかの機能等の改修を行うためには、1か所だけ触れば良いというわけにはいきません。そのため、現状システムのスパゲティ状態を解消することの価値は、極めて高くなっています。今回作り直す際には、可能なかぎり疎結合に、具体的にはソフトウェアの機能をブロック単位にして、周りのソフトウェア等に影響しないように作り。結果として改修すべき範囲を小さくした上で、そこだけを改修する手法を用いています。そうしないと、例えばパラメーター1個を変える、例えば数字一つがソフトの中に書いてあると、数字を触るだけでも、ほかのソフトウェアが参照していたりすると、結局、改修範囲が広がってしまいます。そのため、ほんのわずかな改修がテスト工数を一気に増やしてしまい、結果として改修費用を上げてしまうことになります。

こうした問題を解決するために、およそ20年かけて順次実現をしてきたシステム化を、次世代を見据えて新しいシステムにつくり替える、いわゆるシステム刷新が必須であり、この取組の真っただ中で特許庁さんは刷新作業を推進しています。その中で顕在化したシステム開発費用の問題ですが、特許庁の情報システムは公開前の特許情報を取り扱うため、

当然高いセキュリティー水準が求められています。完全な一品物システムだということ、さらには事業者の調達に関して透明性を重んじる。ルールなので当然ですが、WTOの政府調達ルールを準拠すること、発注者である特許庁は直接ベンダーさんと密に話すことはできません。技術等の最新情報を得るときも、必ず透明性・公平性を確保して情報収集します。いわゆるRFI (Request for Information) とRequest for Proposalというのをやるのですが、これで得られるものは、昔みたいに膝を詰めて話し合うような状況にはなかなかありません。何よりも発注側のITに関する知識と高い理解力が求められますが、この点が不足しているのが政府情報システムの開発、調達の大きな問題になっています。大手の民間企業のように、系列会社を使う場合とは、大きく異なっています。

特許庁のシステム開発費用についても、開発経費削減の取組は始まっています。直近の技術検証委員会では、審判システムにおける開発規模削減の取組について審議をさせていただきました。業務の簡素化、必須機能以外の削減、業務支援ツールの本格的な内製化、これも他の省庁では試みていませんが、特許庁には技官の方がいらっしゃるので、本体に組み込まないツールを内製することで、経費を削減するという考え方です。これにより、大幅な開発規模の削減を実現しています。こうした取組を可能としたのは、業務担当の原課と開発部門の良好な関係を構築できたことと、これを推進したトップマネジメントの成果であると思います。

以上をまとめますと、やめることも延期することもできない。だから失敗することが許されないシステム開発の実現、これは結構大変な状況なのですが、特許庁では、世界に誇ることでできる立派な取組を実施していると私も思っていますし、評価しています。その成功体験を停滞する他の政府システムの開発にも生かしてほしいと思っていますところで、私自身は年金システムほうにも橋渡しをさせていただき、こちらの成果を転用させたいとの思いで進めています。

以上です。

○長岡委員長 大変ありがとうございました。

せっかくの機会ですので、何か御質問等ございましたら、どうぞ。

○鮫島委員 大変分かりやすいご説明をいただき、ありがとうございました。

結局、結論から言うと、特許庁の発注者能力というのは高まった。つまり、もう一回同じものをつくれと言われたら、似たようなものはつくれるということなのではないでしょうか。

○大山オブザーバー そう期待しています。そのために業務フローの——少なくとも制度

が変わるとフローも変わります。そういう可視化したものは国際標準に準拠してつくっていきます。具体的にはBusiness Process Model and Notation、BPMNという仕組みなのですが、この手法はISOの規格になっており、既に、BPMNスイートと呼ばれるツールが複数あり、これを用いることにより、システム動作の確認を試すことができるようになっていきます。BPMNにはレベル1、2、3とあり、入り口の業務フローは、レベル1になります。システム化を意識するのがレベル2で、日本でも余りまだ経験がないのですが、次にレベル3に進めていきます。レベル3になると、ある程度のエミュレーションまで、すなわち簡単なシミュレーターみたいな形で、どんなふうに業務が動くのか、どんな業務のロジックになるか、何処にボトルネックが発生するのか等が分かるようになります。ただしこのレベル3を実装しても、効率化は全く考えられていないので、ここはベンダーさんのノウハウ、ハード・ソフトの相性を含めて、それでチューニングしていくことになります。この手法により、少なくとも発注側の説明責任となる、必要な業務フローに沿った動作手順等は明らかになるので、本格開発に入ってからの手戻りを大幅に減らせると期待されます。ですから、期待することが可能になります。

○鮫島委員 アジアの国々も全く同じ課題に直面すると思うのです、この10～20年で。何が言いたいかというと、せつかくそこまでのコストというか時間をかけて、それだけのノウハウを特許庁に構築したのであれば、それをきちんと収益化する、つまり、法制度の整備だけではなくてシステムの整備も込みでアジアの国々を支援して、それをもって投資回収はできないのかなというふうに思いながら聞いていたのです(笑)。これは官である特許庁の発想としては、従前はあり得ないとは思いますが、民間の感性からするともったいなくてしょうがないですね。年金システムに応用するのはいいのだけれども、それもよせん税金の中でやっていることなので、外貨獲得のために何かできないのかというのが、私が今お話を聞きながらすごく感じたことです。しかも、これ、喜ばれますよね。東南アジアの国だって同じ苦労か、もしくはそれ以上の苦労をするに決まっているのだから。すみません、余りにも突飛ですが、ちょっと頭に入れておいてください。

○長岡委員長 私のほうから1つご質問ですが、今後の投資の仕方ですが、まとめて一気にやったほうがいろいろな意味で効率的なのか、それとも、予算の制約もあるので時間をかけて必要に応じてやっていく、部分的に投資を積み重ねていくという形がいいのか、その辺はいかがでしょうか。

○大山オブザーバー 一番大きな要因はシステム規模だと思います。小さければ、当然小

さく分けていきます。ですが小さくし過ぎると、効果は見えなくなります。他方、特許庁さんぐらいの規模になると、一気にやろうとしてもなかなか上手く行きません。この例にもありますように。全部がうまくいくというのは時間、それぞれの設計、どっか1か所間違えると全部に影響してきますから、そういう意味ではある程度切り分ける必要があります。特許庁の場合には、確実にできる範囲で何段階かに分けて進めているという状況になっています。それでも業務の全体から見ると。特許庁さんの場合は、幾つかの業務に分けられたのでよかったのですが、これができない場合は、さらなる工夫をしなければならないと思います。今の特許庁の予算のやり方は現実に効果が出ていますので、これによろしいのではないかと思います。

○長岡委員長 どうぞ、萩原委員。

○萩原委員 先ほど大山先生も触れられました情報セキュリティーなのですが、非常に大きな関心がありまして、日本に地理的に近い国などを見ていると、サイバー攻撃をかけたということが十分に考えられるのですよね。その辺をいかに今後担保していくかというのが、ちょっと特許庁さんの資料には載っていないのですけれども、先生のような御専門家からしっかりアドバイスしていただければありがたいなと思うのと、システムの脆弱性というのをチェックしてくれる専門家もいるわけですから、その辺も利用しながらかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○大山アドバイザー 全くそのとおりだと思います。いわゆるシステム開発のときには、システムの機能要件と非機能要件とに分けて検討しますが、セキュリティーの場合は非機能要件になりますので、ちゃんと業務が動くかどうかに関する機能要件にプラスされるものになります。最近、御案内のとおりセキュリティーは、システムの開発段階から検討すべきの方針もあり、その辺については特許庁さんのほうで十分検討いただいていると思います。我々のほうでも、今までどちらかというと機能要件がちゃんと動くのかというほうの心配が多かったものですから、非機能要件についての説明を受けているだけで、これで十分かどうかと深く突っ込んではいませんが、そこについては今アドバイスいただいとおり、特許庁さんと相談の上で。当然セキュリティー関係の担当はいると思いますので、そちら等にも対応したいと思います。

○長岡委員長 では、ありがとうございましたというか、まだオブザーバーということで御参加いただくということでもよろしく願いいたします。

3-3. 自由討議

○長岡委員長 では、システムについての理解も深まったというところで、これから自由討議をしていきたいと思います。資料1の論点3、4についてこれから議論をしていきたいと思います。

最初に、施策のほうで「より魅力的な産業財産権制度とイノベーションの創出に向けて」というところで、その次に歳出削減に向けた取組ということで順番に進めたいと思います。

では、萩原委員お願いします

○萩原委員 連続で申し訳ないのですが、国際協力という観点でお話しさせていただきたいのですが、前回は申し上げたと思うのですが、五庁との協力、ASEANも含めた発展途上国への支援ということで、非常に特許庁さんの活動に敬意を表しております。宣伝が足りないのではないか、みたいなこともちょっと言ってしまったのですが、ぜひそちらにも大いに宣伝していければいいのではないかと、RCEPが合意に至ったわけですが、私の記憶では知的財産の条項があって、共通のルール、共通の制度をつくっていこうというのか、そういうものを希求していこうという話があって、RCEPは中国が入っているの、私的には、中国がどんな動きをしてくるのかというのが非常に気になるわけでありまして、今までASEANに対してとられた支援を積極的に継続していただけて、日本のルールというのをぜひ彼らに知ってもらって使っていただけるような形にしていいただければありがたいと思う次第でございます。

以上です。

○長岡委員長 鮫島委員お願いします。

○鮫島委員 2点あります。まず、1つは特許の減免制度の話なのですが、中小ベンチャーの現場では、特に審査請求料の減額というのが非常に助かったというか、皆さん喜んでいますが、105ページに書いてあるように、潜脱的な人がいるというのは非常にショックでした。毎年何千件も出願していながら、中小企業であるがゆえに減免を適用されているとか、あるいは免除されて取得した特許権を誰かに売り渡しているとか、こういうのは潜脱としか言いようがないので、何らかの制度を作ることによって防止するのか、あるいはそういう制度までつくるのではなく、潜脱的な人に対して償還請求をするような何らかの仕組みをつくるのか、御検討をいただかないと非常にアンフェアな状況なのではないのかなということをもまず指摘させていただきます。

2点目は、ライセンスオブライト制度のことです。ベンチャーの今の現場では、大企業とオプションイノベーションをするときに、ベンチャーが提供する技術が他社特許に抵触をしていないか、クリアランスをして持ってこいと言われるようになりました。これがベンチャー企業にとって大きな負担になり始めているという中で、例えばライセンスオブライト制度というのが非常に広く普及すると、クリアランスをした結果、こういう特許は危ないのだけれども、この特許は全部ライセンスオブライト制度の対象になっているから、いざとなったら通常実施権を請求すればビジネスを継続するにはリスクはありませんよ、みたいなことが言えるといいなと思っています。これも、どのぐらいこの制度というのが普及できるかによると思うのですが、こういう制度自体を創設すること自体は、オープンイノベーションにとって一つの促進要因にはなり得るのかなというふうに思っております。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

では、戸田委員をお願いします。

○戸田委員 2点ほど申し上げたいと思います。1点目は、鮫島委員からコメントがあったライセンスオブライトです。これは実用新案で、かつスモールエンティティを対象にするという文脈で出てくるのですけれども、特許でも、エンティティを特定しなくても導入の検討はしてもいいのではないかと思います。料金の減免とセットで考える必要も出てくるので、歳入が少し減ってしまう可能性もあるとは思うのですが、鮫島委員がご指摘されたように、効果が大きければ導入の検討に値すると思います。産業界でも一部の業界、一部というのは主に自動車業界だと聞いていますけれども、この制度にかなり関心を持っています。

2点目は、96ページから97ページに書いてあります知財の人材育成です。I N P I Tの紹介があるのですが、発明協会でも全国・地方の発明表彰事業とか青少年育成とかいろいろな公益事業を行っていると思いますので、このあたりはぜひ継続していただければと思っています次第です。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、山内委員をお願いします。

○山内委員 特許料金の減免制度についてでございます。この資料にもございますように、

こちらの趣旨から外れた形での利用があるということで、私もショックを受けました。大きく分けると、非常に多くの審査請求を行ってその減免を受けているという例と、市町村の実際の非課税者の個人が全額免除を受けて権利取得後に企業に権利を移転しているという例だということでございます。まず1つ目の例ですが、結論から申し上げますと、膨大な件数の出願を行っている者は、受益者負担の考え、特会の現状を鑑みましても、何らか一定の制限を設けるという方向は理解できますし、その必要があるのではないかとこのように思います。

資料にもありますように、大多数の申請者は年間の申請件数が1～9件ということであり、一定程度のところまで線を引けば、実際に制度として想定している中小・小規模企業の方々に大きな影響はないのかなと思っております。1点、気になることとしまして、申請件数が上位のところには独立行政法人や大学も含まれております。こうした実態をどう考えるのかということで、制限の仕方につきましては、件数で制限を設けるのがいいのか、具体的なものを持ち合わせておりませんが、最適な方法についてはぜひ御検討をいただければと思っております。

続いて、2つ目の例でございます。このような形で制度を抜け穴的に利用して不当に審査請求料あるいは特許料を軽減しようという方々を支援するために、私どもはこの制度の導入を求めたわけではございません。したがって、全額免除、軽減措置のみにするという方向性については賛同をしたいと思います。

一方で、こうした一部の方々のため、制度そのものを減免ではなくて支払いの繰延べ、猶予というような形にする変更については、避けてもらいたいと思います。権利を自社で持ち続ける企業にとりましては、減免と猶予で実質的に得られる効果は変わらないかもしれませんが、企業にとっては、今後減免分の費用を支払わなければならないかもしれないという懸念をずっと持つていくということになるかと思っております。私は税制改正も担当しておりますが、事業承継税制で相続税などを猶予にするのか免除にするのかという議論がありまして、その際は猶予となりましたが、減免なのか猶予なのかは、企業に対するメッセージのインパクトは非常に大きな違いがあるというのは、実感として持っているところであります。

制度を抜け穴的に利用するという者を許す必要は全くないと思っておりますが、大多数の真っ当な制度利用者に影響が及ばないような形での設計というものをぜひ考えていただければありがたいと思っております。つまり、少数の抜け穴的な利用者をしっかり取り

締まっていくという方向での御検討もぜひいただけないかというお願いでございます。変更によって得られると想定される特許料などのシミュレーションなども行いながら、大多数の制度利用者にとって不都合がないような形での制度変更をお願いしたいと思います。

その上で、特許料金の減免につきましては、私どもの長年の要望でようやく実現させていただいた事項でもございます。これから中小企業がコロナ禍で生き残るためには、知財や無形資産を活用していかなければならないということもありますので、今後、料金体系が変わるといたしましても、制度導入時の趣旨を踏まえ、ぜひこの仕組み自体は維持していただきたいというのが私どもの基本的な思いでございます。この点を御理解いただければありがたいと思っております。特許庁におかれましては、アイデアとか研究開発段階から知財の取得、製品化に加えて海外展開まで幅広く支援施策を用意いただいておりますので、中小企業は大変ありがたいと感じておりますので、引き続きよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

では、松山委員お願いします。

○松山委員 私のほうから2点ありまして、1点は皆さんも御指摘されたとおりでして、審査請求の減免の利用のされ方につき、今回、102ページのようなデータをいただきまして、ちょっと驚いておりますというか、かなり潜脱的な利用の部分があるのかなという印象を受けております。100ページのように、減免制度のための歳入減がこれだけの金額となっていることを考えると、本来想定されていない使われ方をされているのであれば、何らかの対処は必要なのかなというふうには思っております。

特許庁さんにおいては、こういった潜脱的な利用をされているのはどこなのかも把握されておりますので、何か個別の対応で足りるのか、もしくは、分かりやすくは年間の適用件数の上限を設けるのか、幾つか手段があり、今どれが適切なのかは分かりかねるところもあるのですが、権利化された後に譲渡することが直ちに潜脱的な利用ではないかもしれないですし、きちんと目的どおりの利用をされている方を制限されないような形で、うまく潜脱的な利用をされている方だけを制限していくようなところを考えていかなければいけないのかなというふうには思っております。何らかの検討が必要だなというところは認識いたしました。考えていきたいと思ひます。

もう一点は、これも多くの委員が関心を持たれていたように思ひますが、ライセンスオ

ブライツ制度についてですけれども、こういった制度自体は導入されるといいのかなと思っており、どのような公示方法なのか、実施料は実際にどうなっているのか等、各国が具体的にどんな制度でどのように使われているのかというところを知りたいなと思っております。また、似ていると言っているのか分かりませんが、現在すでに、開放特許という制度はありまして、検索すると、ちゃんと開放特許として登録されているところが見つかって、そこに個別に連絡をしてライセンス交渉ができるという制度であると認識しております。今回、ライセンスオブライツ制度として想定されているのは、開放特許に比べてもっと進んだものなのかなと、もっと積極的にライセンスを義務付けられるような制度なのだろうと思っておりますので、そこが具体的にどんな制度になっていくかによって使い勝手も違ってくると思うので、実際に成功している国などがあるようでしたら、それを参考にしていきたいなと思っておりますのでございます。

あと、110ページのアンケート結果で気になった点ですが、この制度においては、特許権者が実施許諾を拒否しない旨の宣言を先にすることになるので、特許権者としては申し込みをしてきた方に自由に使用せなければならない義務を先におっており、諸条件についての交渉力は落ちることが想定されるわけですね。先にライセンスしますというと、そこからのライセンス料の交渉にしても交渉力が落ちるかもしれないとかいろいろあるので、かかる宣言をした特許については、特許料等を減免するなどがセットだと特許権者としてもよりメリットがあるのかなというふうに漠然と思っていたのですけれども、アンケート結果を見ると、そんなに「特許料等のコストが低減される」ということを魅力的に感じているわけでもなさそうなのも意外だとは思いました。この辺、どうやったらこれがうまく使われるのかということも探りながら、何かいい制度ができるといいなというふうに思いました。

私からは以上です。

○長岡委員長 どうもありがとうございました。

ライセンスオブライツについては先ほど御質問がありまして、なぜ実用新案でスモールエンティティだけなのかとか、自動車産業が海外で利用されている実績の御紹介もありましたけど、海外での経験等に照らして、効果等について追加的に特許庁のほうで何か説明はございますか。

では、次回までによろしく申し上げます。萩原委員よろしくお願いたします。

○萩原委員 私の認識では、宣言すると、ライセンス要請があれば、基本的に非差別的に

扱うルールでありますので嫌だと言えない。そうすると、当社のような業態では差別的に扱いたいところもありますので、かつて検討した際には賛成しなかったような記憶があります。記憶の正確性がちょっとどうかというところもありますけど、そんなようなこともあって、調べてみて導入を検討する余地はあると思いますけれども。

○長岡委員長 各企業が持っているもので、開放してもいいというふうに思っている特許は結構あるとは思いますが、事前にライセンスをコミットすればユーザーがアプローチしやすくなるという効果もありますので、減免とセットしないといけないのかという点自体は検討事項ではないかと思いますが、ライセンスの機会を拡張すること自体は技術の活用、イノベーションの推進につながると思いますので、ぜひ今後検討していくのがいいのではないかと思います。

減免については、意図されている利用ではなかった、あるいは悪用されているというところもありますので、そういう意味では特許庁のペーパーにも書いていらっしゃるような、今後の是正措置が必要だという、そういう御意見であったと思います。

ただ、中小企業という非常に幅広い条件になっているので、もともとの減免の趣旨のところを書いてありますけれども、資金力だとか非常にいい発明を持っているとか、必要性やパフォーマンスともう少しリンクができるようになればいいのではないかというふうに思ったところです。

では、本田委員お願いします。

○本田委員 減免ということなので、まさに大学もかなり上位に入っているということで、ここの対応策の見直しとなりますと、大学にも大きな影響が出てくる可能性があるので、一応対応策、検討に当たって、大学の現状をお伝えしておきたいと思います。

対応策を検討するに当たって、大学の技術を活用いただく形態は大きく二つの形態があります。一つは許諾をするという許諾形態をとると、もう一方は譲渡を行うというもので、大学毎にポリシーなどが結構異なっています。大学によっては、特許の維持管理をずっとやっていくのが大変、累積の数が多くなってしまうと管理が難しいということで、企業に譲渡するケースもあります。そうしますとパターンとしては、大学で出願して、審査請求して減免を受けた後に企業に譲渡をするといった、問題として捉えている個人から企業へ譲渡するパターンと同じ形態にみてとれるケースになります。そうすると、そういう大学が対応策で一切減免を受けられないということになると、場合によっては少し産学連携にブレーキがかかる可能性が生じますので、そこはきちんとケアいただければと思いま

す。

2点目で、オープンイノベーションということでモデル契約書を作っただけということで、御検討が進んでいるというのはありがたく思います。特に大学とスタートアップのモデル契約書みたいなことを作っただけのご予定になっていますが、こういうモデル契約書を作ったときに、単に作ってリリースするので終わるのではなくて、ぜひモデル契約書の背景などをレクチャーしていただきたいと思います。

3点目として、ライセンスオブライト制度でこういう新しい取組をしたときに、思わぬ利用者というのが出てくる可能性もあるのかと思います。リストアップしたときに、J-Platpatも一番初めにつくったときに、まとめて膨大な量をダウンロードするような海外の利用者が出てきたというお話もあったので、ライセンスオブライトの制度についても、データベースでアップしたときに悪用されないように、十分検討の上、実施する必要があると思います。また、大学でも知財の活用促進という点で、データベースをつくってリストにしたりもしますが、リストしているだけではなかなか動かないですね。それなりに情報発信をしたりとか、加工してキャッチーな資料などにしていかないと、使いたい方にもアクセスがなかなかできないと思います。以上です。

○長岡委員長 濱田委員お願いします。

○濱田委員 私もほとんど皆さんと同じなのですけれども、減免制度については、制度趣旨や目的に合った形で上限を設けたり、あるいはここに書いてあるような方策を検討していただくのが適切ではないかと思います。

また、ライセンスオブライト制度につきましても、さまざまな制度設計の中で導入を検討すること自体については賛成でございます。

もう一つは、昨年、特許庁がスタートアップ向けにベンチャー投資家のための知的財産に対する評価・支援の手引といったものの公表や、プロモーションのためのイベントを開催する等、地道な活動をしていただいております。今後もこのような発信を続けていただければと思っております。日本のスタートアップ企業は、欧米に比べて知財の取組は周回遅れのところがございますので、このような啓蒙活動は非常に意味があると思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○長岡委員長 では、後半といいますか歳出削減に向けた取組、この論点のほうに移りたいと思います。

特許庁の歳出の現状及び歳出削減に向けた取組に対する評価、御意見ということと、今後、収支相償の観点から歳入構造を見直すことについての御意見ということになっていて、こちらのほうに移りたいと思います。

戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員 3点ほど申し上げたいと思います。委員長からも御指摘があった歳出削減に向けた取組ですけれども、個別最適ではなく全体最適ということ意識していただきたいと思います。私どもユーザーのところには各種団体からたくさんアンケートが来ておりますが、出所は全部特許庁です。アンケートやヒアリングで、個別に細かいことを聞かれると、現状の仕組みを「これ、よくないよ」となかなか言えないです。「なくなってもいいですか」といった聞き方もされるので、「なくなったら困るよね」と現状を肯定するような答えになりがちです。そのような意味で、全体最適から見たときに個々の制度自体はどうあるべきなのだろうという議論を是非行ってほしいということが1点目です。

2点目は予納の制度です。予納制度の見直しは、私は行うべきだと思っています。将来的には廃止も含めて検討していくべきだろうと思います。いろいろお聞きしたら、銀行口座管理でも案件とのひもづけもできているようですし、そういった仕組みが保たれるのであれば、廃止も含めて検討するというのはあり得る話だと思っています。しかし、いきなりやるといろいろ問題も生じるとしますので、ソフトランディングは必要かなと思っています。

3点目はシステムの話です。先ほど大山先生からの話を伺っていて、事情はよく分かりました。そのときに気づいたのですけれども、特許制度小委員会で度重なる法改正の議論を行い、頻繁に法改正するということが、如何にシステムの費用の増加につながっていったかという点です。ある意味で確信を得ました。何回も産業界から申し上げていることですが、なぜこのタイミングで同じような改正を繰り返してやらなければいけないのか。こうした頻繁に行われた法改正がシステム費用の増大に影響している、特許庁の歳入・歳出構造にも大きな影響を与えている、ということであれば、もう少しロングスパンで物事を考えていただきたいという点を強調しておきたいと思います。

以上です。萩原委員から、何か補足のコメントがあるかもしれません。

○萩原委員 前回の際に申し上げましたので私はありませんが、全く戸田さんがおっしゃっているとおりかというふうに思います。

付け加えて申し上げますと、印紙による予納の件も、私、改めて会社のスタッフに確認

したのですが、ずっとやっているからやっているみたいな感じなのですね。もう委託してしまっていてほとんど手がかからないので、面倒でも何でもない。昔は100万円とか1,000万円とかという印紙を運んでいたのですが、そんなのでいいのというような話だったわけですが、委託事業者の方が全部やってくれるということで不便は感じていないのです、ということで続いているということでもありますから、それを銀行振込にすることについてもそれほど不自由さは感じないということでもありますから、これは受入れ可能ではないかなというふうに思います。

○長岡委員長 濱田委員、お願いします。

○濱田委員 予納につきましては、1件ごとに口座引き落としの経理処理が生じるというのは弁護士事務所にとっても大変ですので、今の予納制度はおっしゃったように大変便利に使わせていただいているというのは事実でございます。納付も代理人の任意のタイミングでできますので、これに匹敵するような、使いやすいものを引き続き維持していただきたいというのは、ほとんどの弁護士が思っているのではないかと思います。ですので、十分な検討をした上で、現状と同等の使いやすい納付方法になるように慎重に制度設計していただきたいと思っております。

それと、システム削減の方策といたしましては、既存のサービスを安易に削減するというのはいかかなものかとは思っております。おっしゃったように、「これ、必要ですか」と言われても、「いや、ちょっとその削減はどうか」と大概の方が思うのではないかと思っております。例えば先ほどの電子出願受付のバックアップセンターの廃止というのも、聞いた限りにおいては何となく無謀のような気がしないでもなくて、先日の東京証券取引所のシステムダウン等を考えますと、特許庁でそのようなことはないのだろうとは思いますが、もしあったときにはどうなるのだろうというような一抹の不安はございますので、その辺はとにかく万全にしていきたいと思っております。

ですので、必要なサービスやシステムは導入・維持していくべきだと思いますし、基本的には必要かどうかを選別する判断が重要ということだろうと思っております。削減も必要かとは思いますが、基本的には、今あるサービスを削減するという方向ではなくて、サービスの向上やユーザーニーズに応じて、それについて合理的な料金設定をしていくというのが筋ではないかと思っております。例えば望まれるユーザーニーズとしては、早期審査の要件の緩和であるとか、期間徒過後の救済措置における「正当な理由」の要件の緩和であるとか、あるいは応答期限の再延長を認める等が挙げられるかと思っております。

以上でございます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

では、山内委員をお願いします。

○山内委員 こちらの資料にもありますように、剰余金の残高の状況など見ますと、歳出・歳入の見直しは待ったなしのことであり、徹底的な歳出削減という姿勢で臨まれている点につきましては、支持をさせていただきたいと思っておりますし、ぜひこの方向で進めていただきたいと思っております。ただ、進め方につきましては、今、他の委員の方からもご指摘がありましたが、利用者の実態にも配慮して御検討をいただければと思っております。

例えば、特許印紙の廃止につきましては、事務負担とか手数料負担の観点からもぜひ前向きに検討を進めていただきたいと思っておりますけれども、一方で、印紙予納のメリットを感じている層もあるということですし、特許印紙収入の中で印紙予納以外の貼付などの比率自体は少ないものの、一定数存在しているということもあるようですので、廃止につきましては、ついていけないほど拙速に進めるのではなくて、影響度もよく検討しながら、現実的なスピードで進めていただければありがたいと思っております。

その際に、印紙の代替手段となります口座振替、あるいはクレジットカード利用につきましては、企業にとって簡便に利用できる仕組みになっているのかどうかという点も併せて点検いただければありがたいと思っております。

システム経費の削減につきましては、利用者向けの一部サービス、システムも廃止の俎上に上がっているということで、144ページに削減候補になり得るシステム例として、登録年金期限通知サービスなども挙げられております。こうしたサービスがなくなると、企業は自社で期限通知のシステムなども検討しなければいけないというような声もあります。負担と手間が増加するのではないかとこのことを懸念しております。

こうしたシステムを削減した際に、どれだけの額が確保できるのかということと、削減したときにユーザーにとってどれだけの影響が生じるのかという両方のバランスも重要だと思いますので、検討いただければと思っております。特に、ユーザーの利便性に直結するシステムについては、削減の検討については慎重に行っていただければと思っております。

最後に、前半の議論でもあった審査の改革とも関連しますけれども、歳出の見直しを進めると同時に、環境変化が進んでおります社会に対応するための新たな投資というものも必要不可欠だろうと思っております。コスト削減ということで相反するものでありますけ

れども、今後の料金体系のあり方につきましては次回以降の検討課題ということでございますので、どのような料金体系であれば、必要なサービスを残しながらも新たな投資ができるのか、全体最適という観点も考えながら、ぜひ具体的に示していただいた上で検討できればというふうに思っております。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ、萩原委員お願いします。

○萩原委員 1つ確認なのですが、先ほど御意見が出ました電子出願受付バックアップセンターの廃止なのですが、ここまで具体的に「電子出願受付バックアップセンター」というふうに書かれているということは、特許庁さんのシステムの中でほかにもバックアップを持つものがあるのではないかと考えているのですが、それは残すという意味なのか、これだけ、この電子出願受付のバックアップセンターだけを廃止するという意味なのか、ちょっとその辺、確認をさせてください。

○長岡委員長 吉田情報システム室長お願いします。

○吉田情報システム室長 情報システム室の吉田と申します。電子出願バックアップセンターというのは、もともとBCPプランとして、関東が震災とかに遭ったときにもオンラインでの出願を受け付けられるようにということで始まったシステムなのですが、そういう震災とかがあった場合には、むしろ血の通ったサービスで出願日を認定することが大事だろうということで、経産省の地方局とかで手厚くサービスをしていくということと、制度的には、出願日を認定するということに対しては紙での出願で、郵便局によって出した日をもって出願日を認定するということで担保されるということもありまして、血と汗が通ったサービスの充実をもって、まずオンライン手段というところだけを廃止するという話であって、データのバックアップとかの常時のデータバックアップはふだんからやっていて、その廃止は入っていない。

かつ、ほかのシステムにはという話ですが、ほかのシステムも利用率等を勘案して、ここには書いていないのですが、1～2日止まっても、手の運用をすることで何とかなるようなシステムについてはバックアップも廃止はしていますが、それはあくまでも庁内の生産性を上げるためのシステムのバックアップ部分で、人手で何とかリカバリーができそうかどうかという勘案で検討を進めていまして、出願人側のユーザーのところについてはそういう削除の対象にはしておりません。

○萩原委員 分かりました。ちょっと誤解していたものですから、全部やめてしまうのかなと思って、危ないなということで確認させていただきました。

○長岡委員長 緊急事態のときにITが有用となる場合もありますね。そういう意味で、いろいろな可能性をよく考える必要がありますね。

本田委員お願いします。

○本田委員 144ページなのですがすけれども、削減を行う方策として、ちょっと過激なことが書いてあるので一応確認なのですが、USPTOでもEPOでも皆さん検索システムが整備されている中で、J-Platpatで審査官と同等の特実文献検索機能をもしかしたら廃止しますよ、と読み取れることが書いてあるのですが、やはりEPO、USPTOと並べてJPOがないなんていうことは現実的ではないと思います。ユーザーの視点からは是非存続維持をお願いいたします。

○長岡委員長 片岡総務課長どうぞ。

○片岡総務課長 ありがとうございます。まさに、さらなる経費削減を行う場合ということなので、皆様からの発言もこれはちょっとやり過ぎではないか、本末転倒ではないかという意見と受け止めて、しっかり取り組む必要があるとの思いを新たにしました。

先ほど情報システム室長が説明した点についてですが、萩原委員の御質問に関しては、139ページの、システム経費削減に向けた取組（運用等経費）の箇所で、(1)機器を減らす、機器構成を簡素化するところのチェックの1つ目、2つ目の取組となります。今本田委員から御指摘があった144ページ、さらに強化するのであれば左側の「システム経費削減の各取組の強化」で、「すべてのシステムについて、バックアップサーバ自体を廃止」となってきます。これはさすがに数日間停止するので難しい。大変なことにならない範囲で合理化して取組を進めていると御理解いただければと思います。

○萩原委員 よく分かりました。

○長岡委員長 どうぞ、松山委員お願いします。

○松山委員 今のあたりなのですが、バックアップサーバの話は何箇所かに出てきていると思いますが、139ページのバックアップサーバへの切り替えあたりを既にやっていて、142ページに記載されているバックアップセンターの話についても、これは、もう廃止されていてということですね。今までは日曜の0～9時までオンライン出願ができていましたが、今はもう使えなくなっているということかと理解しております。その他、143ページまでに記載された経費削減のための対応については既にやり始めているところという

理解なのですよね。そして、144ページが、皆さんもおっしゃったように、いずれも比較的過激なことが書いてある印象なのですけれども、これ以上の経費削減対応が必要となる
ところまでしなければならなくなりますよ、というスライドが144ページだと読んでお
りましたがいかがなものでしょうか。

○吉田情報システム室長 御質問のとおりでして、システムというのは、中小企業対策も
そうですし減免もそうなのですけれども、それような仕事をしようと思っても職員の数は
限られているので、あとはシステムでやっておいてねという形になりますので、どんどん
システムの守備範囲は広がって、システム数もどんどん増えていきますと。だけれども面
積としての金額をどうしても一定程度に下げましょうとなると、信頼性を上げるしか
ないので、横幅に対して高さとして、信頼性とかいうところをどんどん下げています。た
だ、下げるに当たっても濃淡をつけるという意味では、まず職員の業務としての生産性を
上げるシステムなのだけれども、その信頼性とか性能の部分を下げるというのをやって
いますというのが143でやっているの、ハードシステムなどについてはバックアップセ
ンターというのはいなくて、バックアップもなくて単体だけが動いていて、もしシステ
ムトラブルがあったらそのまま止まるのですが、あとは2～3日あれば紙の処理でリカバ
リーできるでしょう、中の生産性として、ということをやっていますと。

ユーザーサイド、外の出願人側に向かってのところは、この中には今入っていないので
すけれども、この金額でもまだ高いという話にいくと、今度は守備範囲をどうしても下げ
るしかなくて、特許庁というのは社内の生産性を上げるシステムですので、つくっていつ
た順番に、生産性が一番効果のあるところからつくっていつているので、それが外に向か
って進んでいるので、今削減するとしたら直近、最後につくっていつたところのほうから
削減するしかないかなというのが140の右側になっております。そういう意味では
J-Platpat上で提供されている審査官向けと同等の検索機能というの、J-Platpatの通常
のユーザー向けの検索機能ではなくて、審査官と同等にFタームを使いこなす人向けにつ
くったところとか、そういうところを少し削減しますかねという例示とさせていただいて
いる状況です。

○長岡委員長 全体の資料、システム構築のための費用というのは投資ですよ。それ
に対して運営費用というのもありますが、システム構築のほうは、145ページのように、あ
る程度後ろ倒しをしたり、平準化をして、余り機能を落とさずできるかなと思いますけど、
他方で運営コスト、毎年かかるようなコストが高くなると、それはなかなか難しいという

こともあると思うのですが、現状のシステム費用を毎年20億円ぐらい減らすという前提で考えると、この144ページのようなドラスティックなメジャーも必要という議論ですか。それとも、さらに減らすためにはということですか。

○吉田情報システム室長 145ページで、縦軸はないのですけれども、イメージとして、削減のシミュレーションは10年後まで見据えて出しています。ただ、そのシミュレーション上で収支が整わないとなると、もう少し削らなきゃいけないので、p.144の右側のほうもしないといけない。それは経常経費といわれるものと一次経費とに分けたときに、やはり守備範囲はいろいろやればやるほどどんどん広がっていくので、その経常経費をその中でも下げろということに対しては、もうバックアップもないシステムで運用している中でもっとと言われると、なかなか難しいものがありますねという形です。

○長岡委員長 理解いたしました。

では、ほかの点も含めて。どうぞ。

○萩原委員 恐らくこの資料に書いていただいているような特許の管理実務とか特許の調査実務に本当に効いてくるところについては、例えば日本知的財産協会の情報システム委員会とか、そういう実務をやっている方たちと検討していただいているのだらうと思うのです。併せて、今回この会議体とセットで一般に意見を聞くという試みもやられていると思うので、結構こういうところも出てくるのではないかというふうに思っておりまして、規制緩和の声もありますけれども、ぜひその辺の声も聞いていただいて、集約していただいた後、こういう意見が来ましたけれどもこう考えます、みたいな特許庁さんの整理をしたものを示していただくとありがたいなと思います。

○長岡委員長 ありがとうございます。

全体としては、新技術を活用して発明者へのサービスも含めて特許庁によるユーザーへのサービスを高めていくということが、非常に重要との御意見だったと思います。余りにも削減、削減で考えるのではなくて、特許庁のサービスへのインパクト、しかもそれを高めていくにはどうしたらいいかという観点でシナリオができないかということが重要ではないかと思いました。

それから歳入構造のほうなのですが、今日、最初のほうに御説明がありましたように、審査される発明が非常に高度化する、融合化し、異分野を含むように非常に複雑になっているという状況の中では、当然審査にかかる月数とか費用は上昇していくわけで、現状ですとそこは料金に反映されない仕組みになっている。そういう意味で歳入の構造の方も、

特許庁の特に実体審査において、高度化している発明を審査しないといけないということに対応して、それを収入や料金に反映できるような仕組みも必要ではないかなというふうに私は思ったところです。

特許庁の料金体系は割とフラットですが、先ほど本田委員のほうで、出願のパフォーマンスに応じて料金を変えるというようなこともちょっとおっしゃっていたわけですが、例えば早期審査を要求すれば恐らく費用はかかりますし、請求項数が多いような出願というのも時間とか費用が大いにかかるわけで、そういった出願内容に合わせた料金のメニュー化と申しますか、そういった点についても課題になっていると思います。

ちょっと私の所感を述べさせていただきましたけど、料金の問題は、次回しっかり議論するチャンスがありますが、前半部分も含めて何か追加的に発言されたいとか、いかがでしょうか。

○片岡総務課長 一点補足します。基本問題小委員会の資料、議事概要について特許庁ホームページで公開しているのですが、そのページをクリックいただくと、先ほど萩原委員がおっしゃっていたような意見募集のフォームへ行き着きます。まだパブリックコメントという形ではないのですが、基本問題小委について御意見等があればということに応募しています。先週末に始めて、1週間たったのですが、いくつか意見が来ております。そこは整理をして皆様方にもお示ししたいと思っております。委員の皆様方にはこの小委員会の場でおっしゃっていただけたらと思いますが、周囲で関心のある方にお伝えいただくと、多様な意見が出て、審議会の議論にも幅が出ると考えています。ぜひ積極的に広報いただければと思います。

○長岡委員長 ありがとうございます。本日予定されております議事は尽くしましたので、最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局のほうから何かありますでしょうか。

○小松企画調査課長 本日の議事録については、委員の皆様にも短期間で確認をお願いする予定でございますので、何とぞよろしく願いいたします。

また、次回第3回の小委員会は、12月4日を予定しております。

以上です。

○長岡委員長 以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第2回基本問題小委員会を閉会いたします。本日は長時間の御審議、大変ありがとうございました。大山先生、ありがとうございました。

4. 閉 会